

美里町公共施設等総合管理計画

平成28年3月（策定）

令和4年3月（改訂）

令和8年7月（改訂）

美 里 町

目 次

1. はじめに	1
1.1. 計画策定の背景と目的	1
1.2. 計画対象の範囲	2
1.3. 計画の位置付け	4
1.4. 計画期間	4
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	6
2.1. 人口の現状と見通し	6
(1) 総人口の見通し	6
(2) 地区別人口の見通し	7
2.2. 財政の状況と見通し	9
(1) 歳入	9
(2) 歳出	9
2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し	11
(1) 公共施設の状況	11
(2) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し	15
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	21
(4) 過去に行った対策の実績	22
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	24
3.1. 現状や課題に関する基本認識	24
3.2. 公共施設等マネジメントの基本原則	25
3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	27
(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針	27
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	28
(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針	29
(4) 統合や廃止の推進方針	30
(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針	30
(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	30
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
4.1. 公共施設	32
(1) 町民文化系施設	32
(2) 社会教育系施設	34
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	35
(4) 学校教育系施設	37
(5) 保健・福祉施設	38

(6) 行政系施設	39
(7) 公園	41
(8) 供給処理施設	42
(9) その他	43
4.2. インフラ資産	44
4.2.1. 現況・課題	44
(1) 道路	44
(2) 上水道	44
(3) 下水道	44
(4) 農業集落排水	44
4.2.2 基本的な方針	44
(1) 道路	44
(2) 橋りょう	44
(3) 上水道	45
(4) 下水道	45
(5) 農業集落排水	45
(6) ため池	45
5. 推進体制	46
5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	46
(1) 全庁的な取組体制の構築	46
(2) 情報管理・共有のあり方	46
5.2. フォローアップの実施方針	47
6. 資料編	48
6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件	48
(1) 公共施設	48
6.2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件	52
(1) 道路	52
(2) 橋りょう	52
(3) 上水道	52
(4) 下水道	52
(5) 農業集落排水	53
6.3. 他自治体との比較（公共施設の延床面積）	53
6.4. 用語集	54

※本計画における公共施設等のデータは、令和2(2020)年度現在のものです。

1.はじめに

1.1. 計画策定の背景と目的

本町では、昭和40年代以降、町民ニーズに対応するため、学校施設、公民館等の「公共施設」や町民の生活、産業の基盤となる道路、上下水道、農業集落排水等の「インフラ資産」を整備してきました。

現在、これらの公共施設等の老朽化が進展しており、近い将来、多くの公共施設等の改修・更新時期を迎え、多額の維持・更新費用が必要になると見込まれています。

少子高齢化の急速な進行に伴い、扶助費等の社会保障関係費は増加傾向にあり、財政状況が年々厳しさを増している中で、今後は全国的に既存の公共施設等の更新に充当できる財源は減少傾向にあります。このような状況を踏まえ、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25(2013)年6月14日閣議決定)において、インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25(2013)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26(2014)年4月に全国1,718ある全ての地方公共団体に対し、庁舎・学校などの公共施設、道路・橋りょうなどのインフラ資産など全ての公共施設等を対象に、公共施設総合管理計画の策定要請がなされていました。

本町においても、こうした状況に対処するため、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる見通しなどを把握し、総合的かつ計画的な公共施設等の管理を行うことを目的として平成28(2016)年3月には「美里町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、本町では、「美里町公共施設等総合管理計画」を具体化するために、公共施設の長寿命化を目的に、令和2(2020)年3月に「美里町公共施設個別施設計画」を策定しました。また、インフラ資産については「舗装個別施設計画」、「美里町水道ビジョン」等を策定しました。さらに、平成29(2017)年度には、公共施設等の整備に必要な経費の財源に充てるため、公共施設等整備基金を設置しました。

この間、国は、平成30(2018)年2月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」を公表し、地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画の不断の見直しを実施し、充実させていくことが求められました。また、令和3(2021)年1月には「令和3(2021)年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を示し、令和3(2021)年度中に総合管理計画の見直しが求められました。このような状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に「美里町公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

その後、本町では、令和2(2020)年7月に「美里町立小学校適正規模検討委員会」が設置され、令和3(2021)年10月には3小学校を1小学校にしていくことが望ましいとされる答申を受けました。令和6(2024)年4月に「美里町立小学校統合準備委員会」が設置され、令和7(2025)年4月に「美里町立小学校建設検討委員会」が設置されました。その間、様々な議論がなされ、令和7(2025)年9月に美里町立中学校敷地内に新統合小学校を整備する内容の「美里町立小学校統合基本計画」を策定しました。

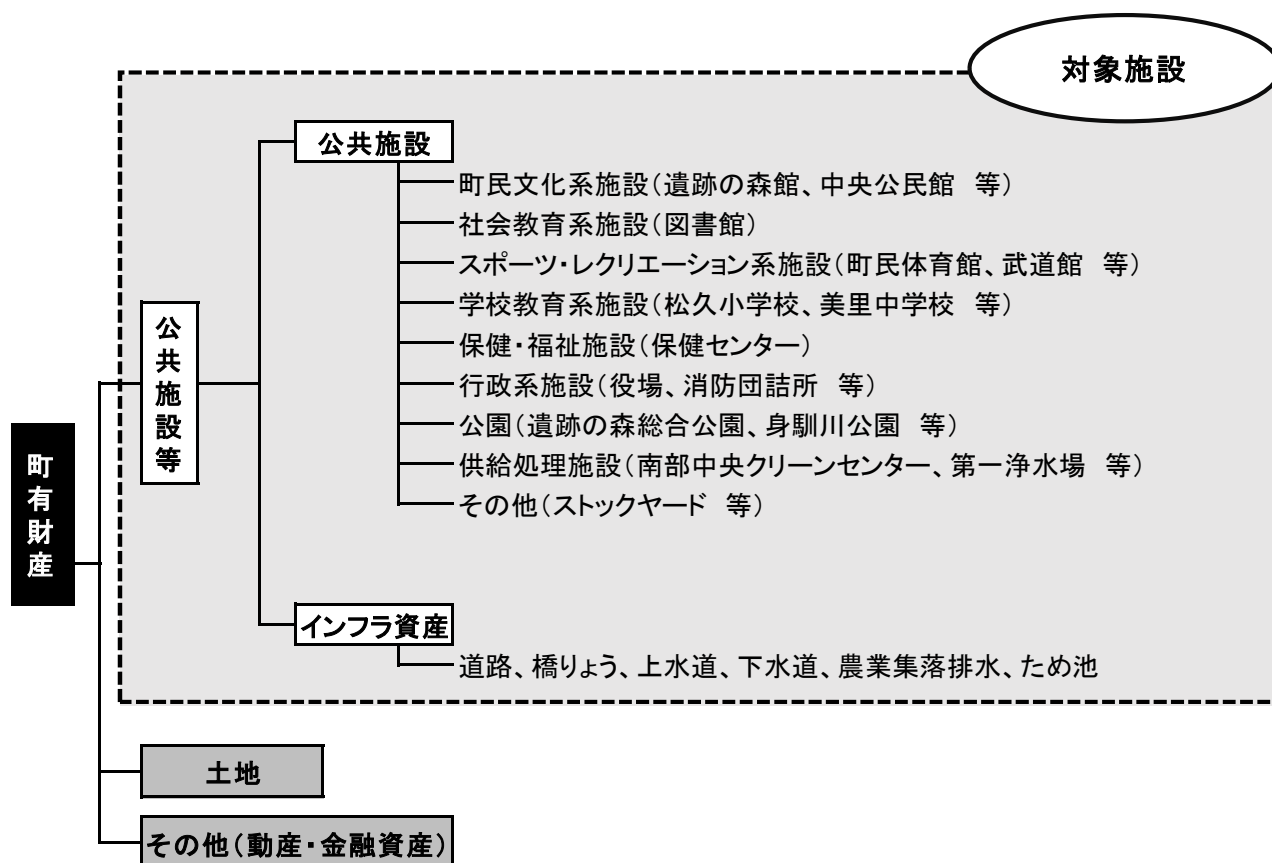
このような状況を踏まえ、「美里町公共施設等総合管理計画」を改訂するものです。

1. 2. 計画対象の範囲

本計画の対象は、本町が保有する公共施設及びインフラ資産とします。

公共施設については、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設などの9分類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

インフラ資産については、道路、橋りょう、上水道、下水道、農業集落排水、ため池の6分類を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。



※公園については建築物のある公園に限る。

※公共施設の施設類型については、総務省分類（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）を基に分類しています。

図 1.1 対象範囲

表 1-1 施設類型別の公共施設一覧

大分類	中分類	施設
町民文化系施設	集会施設	東児玉公民館、松久公民館、大沢公民館、中央公民館
	文化施設	遺跡の森館、陶芸棟、水殿瓦窯跡覆屋
社会教育系施設	図書館	図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館、武道館
	レクリエーション施設・観光施設	駅前情報館
学校教育系施設	学校	松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校、美里中学校
保健・福祉施設	保健施設	保健センター
行政系施設	庁舎等	役場庁舎、旧農林商工課
	その他行政系施設	防災倉庫、第1分団詰所、第2分団詰所、第3分団詰所、第4分団詰所、第5分団詰所
公園	公園	遺跡の森総合公園、農村公園、産業団地公園
供給処理施設	供給処理施設	十条クリーンセンター、小栗クリーンセンター、広木クリーンセンター、沼上クリーンセンター、円良田クリーンセンター、駒衣クリーンセンター、南部中央クリーンセンター、第1浄水場、第2浄水場、南部中継ポンプ場、円良田配水ポンプ場、第1水源、第2水源、第4水源
その他	その他	ストックヤード、車庫(建設車両)、庁用車車庫

※スポーツ施設については、建築物のあるスポーツ施設に限る。

※公園については、建築物のある公園に限る。

※供給処理施設である第3水源については、建築物がないためこの計画に含まない。

※総務省分類（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）から分類

1. 3. 計画の位置付け

本計画は、「総合振興計画」、「行政改革大綱」と連携を図りながら策定するものです。

また、公共施設や、道路、橋りょう、上下水道等の個別施設計画の上位計画として位置付けます。

なお、平成25(2013)年に関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、本町の公共施設等の今後の維持管理等のあり方について基本的な方針を示すものです。

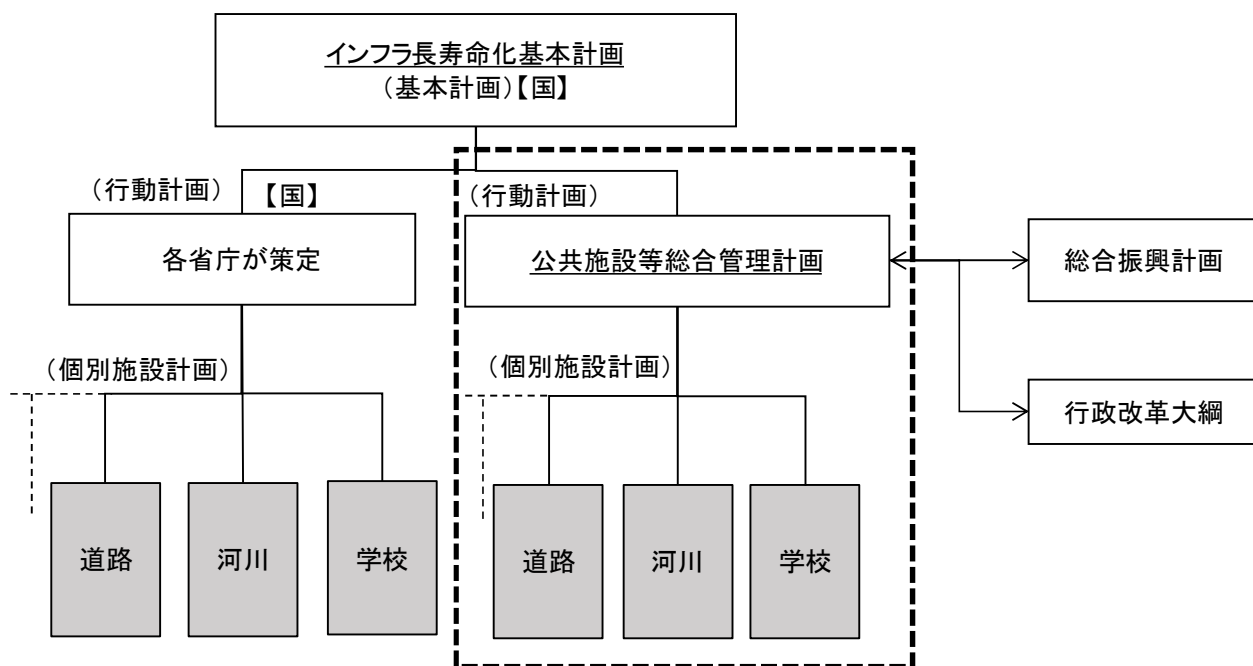


図 1.2 本計画の位置付け

1. 4. 計画期間

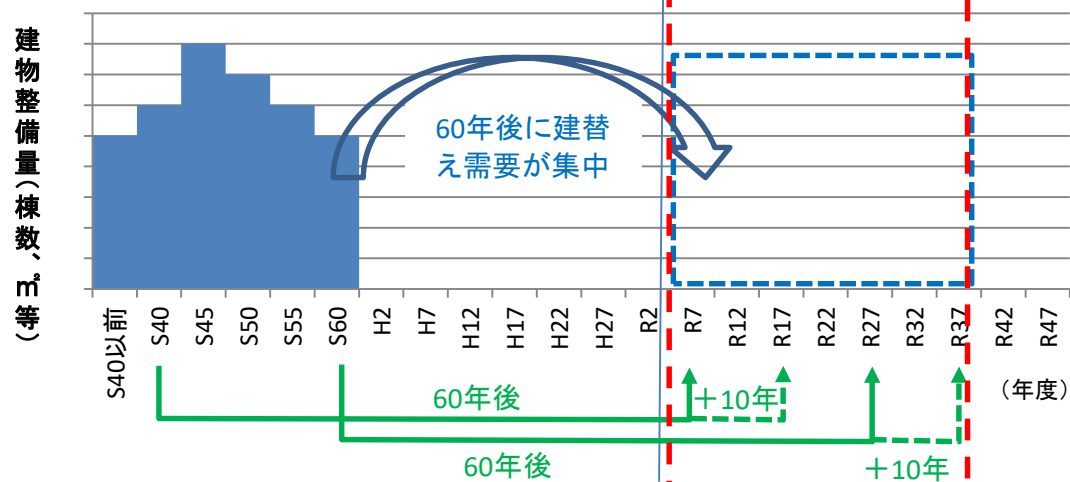
本計画の計画期間は、今後40年の間に公共施設等の更新等の時期が集中することや、公共施設等の計画的な管理・運営においては、中長期的な視点が不可欠であることを踏まえ、平成28(2016)年度から令和37(2055)年度までの40年としますが、本計画は令和8(2026)年7月改訂のため、計画期間を令和4(2022)年度から令和37(2055)年度とします。

なお、今後の本町を取り巻く社会情勢の変化など、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

計画期間 35年（令和4（2022）年度から令和37（2055）年度まで）

※図中の「(+10 年)」とは、長寿命化を行った場合を想定して、建替え時期の 60 年や大規模改修時期の 30 年に、10 年の延長を見込んでいる事を表しています。

昭和40～50年代代の建物



昭和60年度～現在の建物

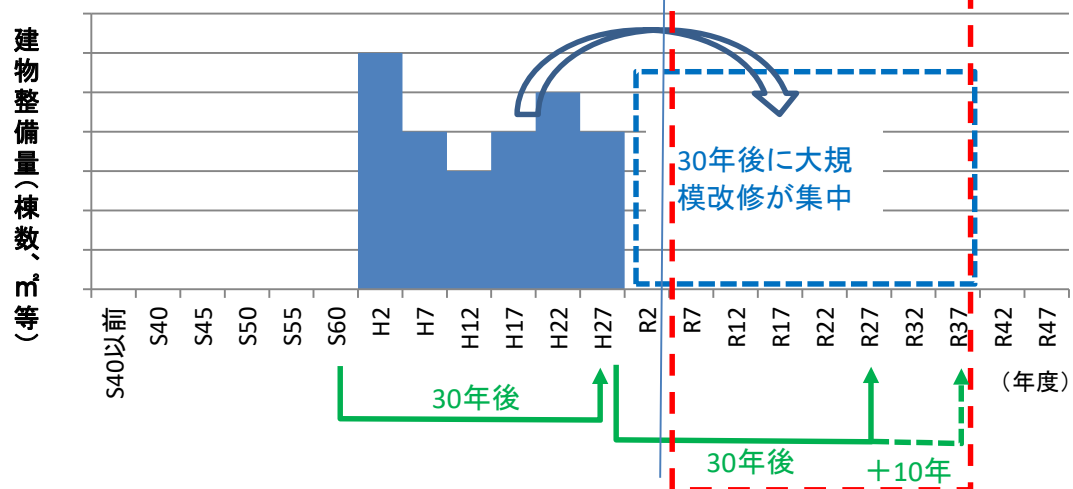


図 1.3 建替え及び大規模改修時期の概念図

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

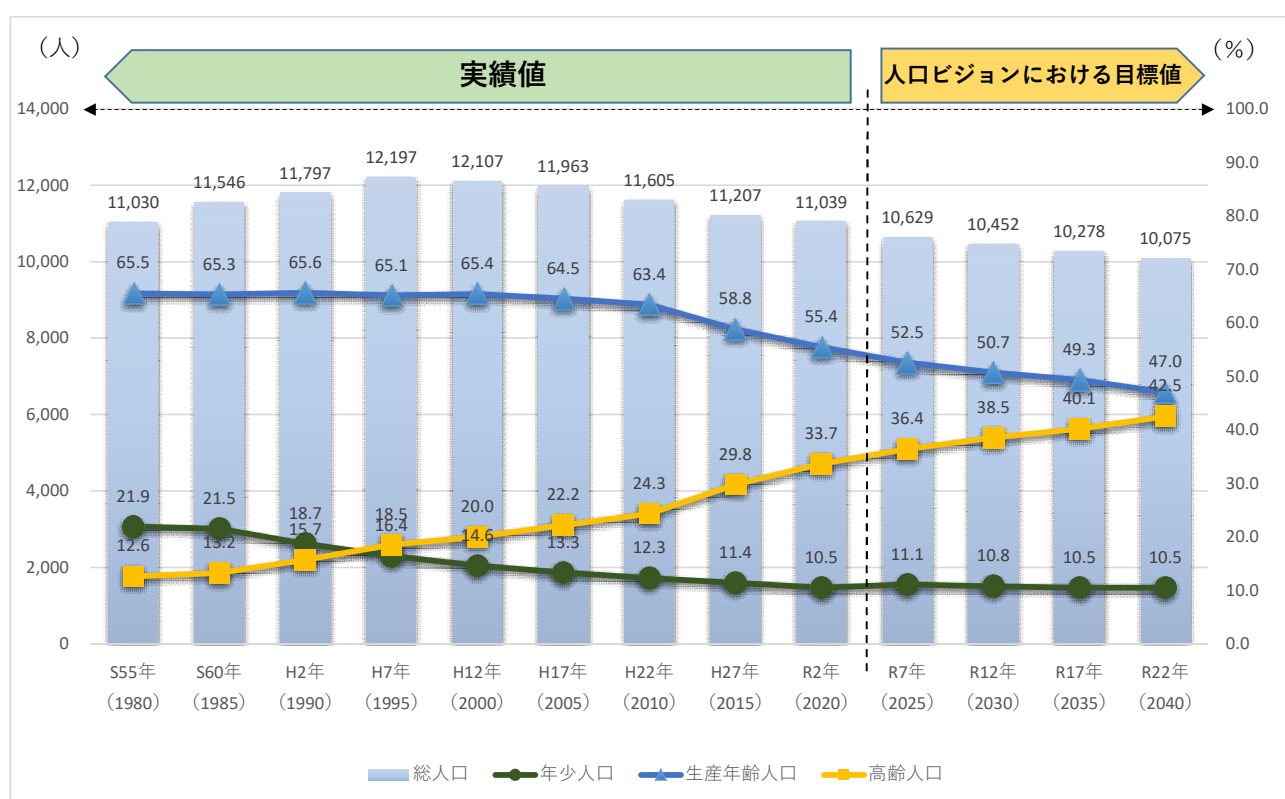
2.1. 人口の現状と見通し

(1) 総人口の見通し

本町の総人口は平成7(1995)年の12,197人をピークに減少に転じ、令和2(2020)年には11,039人まで減少しています。将来の人口も一貫して減少傾向となり、美里町人口ビジョンにおける目標値では、令和22(2040)年には10,075人まで減少する見通しとなっています。

年齢3階層別人口の割合をみると、令和2(2020)年の年少人口(14歳以下)は10.5%、生産年齢人口(15歳以上64歳以下)は55.4%、高齢人口(65歳以上)は33.7%であり(不詳人口は含まず)、令和22(2040)年には年少人口が現在と同様に10.5%、生産年齢人口が47.0%に減少、高齢者人口が42.5%に増加し、さらに少子高齢化が進行する見通しとなっています。

このような状況下では、人口減少に伴う余剰施設の発生や、少子高齢化社会の進展に伴う公共施設の利用ニーズの変化が想定され、今後、これらを踏まえた公共施設の再編及び用途変更などの対応が必要になると考えられます。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

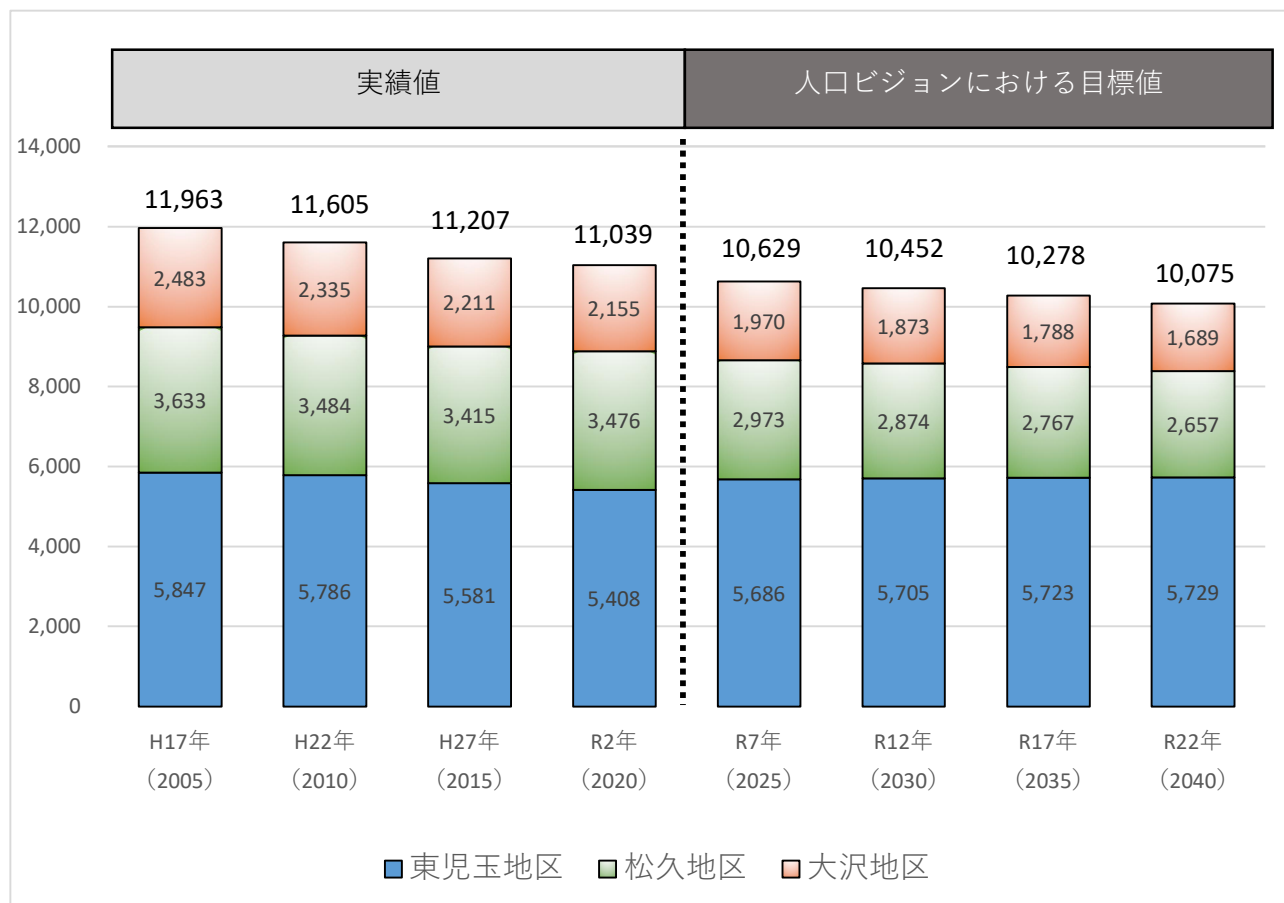
出典：実績値は国勢調査(昭和55年から令和2年)

目標値の総人口は、美里町第2期人口ビジョン、年齢3階層別の構成比は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いて算出

図 2.1 総人口及び年齢3階層別人口割合の推移と見通し

(2) 地区別人口の見通し

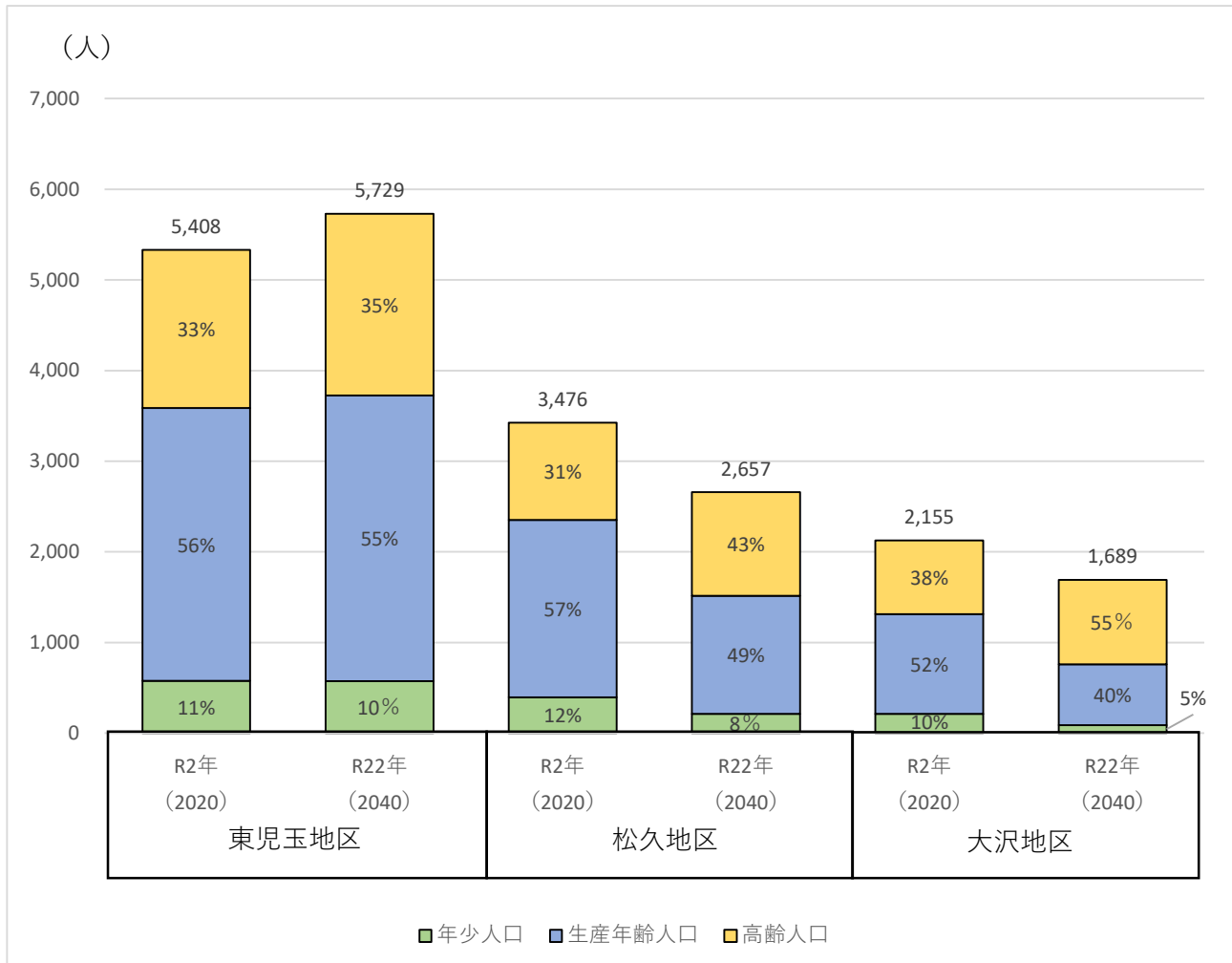
各地区の人口推計の推移をみると、全ての地区で人口が減少し、令和22(2040)年には、東児玉地区で5,729人、松久地区で2,657人、大沢地区は1,689人となる見通しです。



出典：総人口は国勢調査（平成17年から令和2年）、美里町人口ビジョン（令和7年から令和22年）
地区別人口は国勢調査（平成17年から令和2年）の値を用いてセンサス間コーホート法にて推計し、総人口を按分して算出

図 2.2 地区別将来人口の推移

各地区の年齢3階層別人口推計の推移を見ると、全ての地区で高齢化が進行し、令和22(2040)年には、高齢人口が占める割合は、東児玉地区で35%、松久地区で43%、大沢地区で55%に増加する見通しです。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

出典：令和2年の地区別人口は住民基本台帳（外国人含まず）に基づく

令和22年の地区別人口は国勢調査（平成17年、平成22年）の値を用いてセンサス間コーホート法にて推計し、総人口を按分して算出

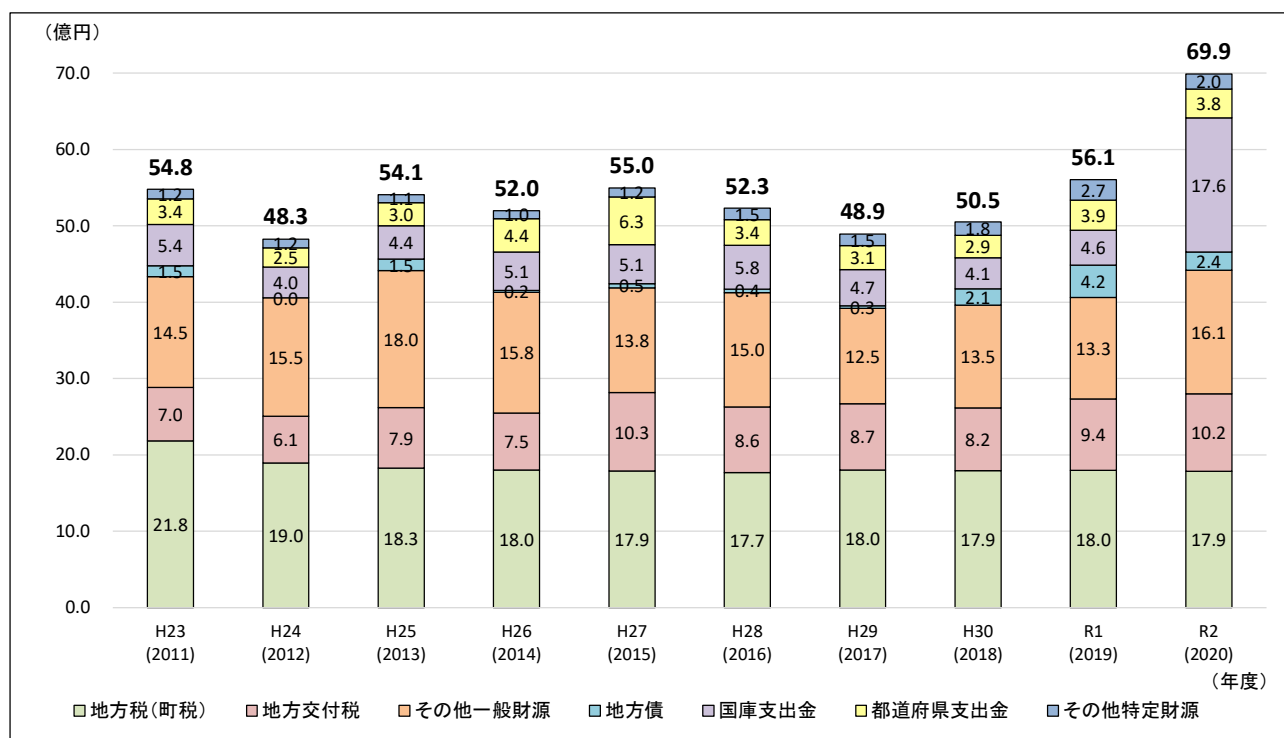
図 2.3 地区別年齢3階層別人口の見通し

2.2. 財政の状況と見通し

(1) 歳入

本町の歳入の状況をみると、町の歳入の根幹を占める町税収入は、平成23(2011)年度まで20億円台で推移していましたが、平成24(2012)年度以降は減少傾向にあります。

今後、産年齢人口の減少が予想され、一般財源総額の大きな増額は見込まれない状況で、現在の財源を確保していくことは厳しい状況となることが見込まれます。なお令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対応により国庫支出金が増加しています。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

出典：地方財政状況調査

※地方税：町が収入する税の総称、町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税等

※国庫支出金（都道府県支出金）：国や県から町へ交付される補助金等の総称

※その他一般財源：財産収入、寄附金等

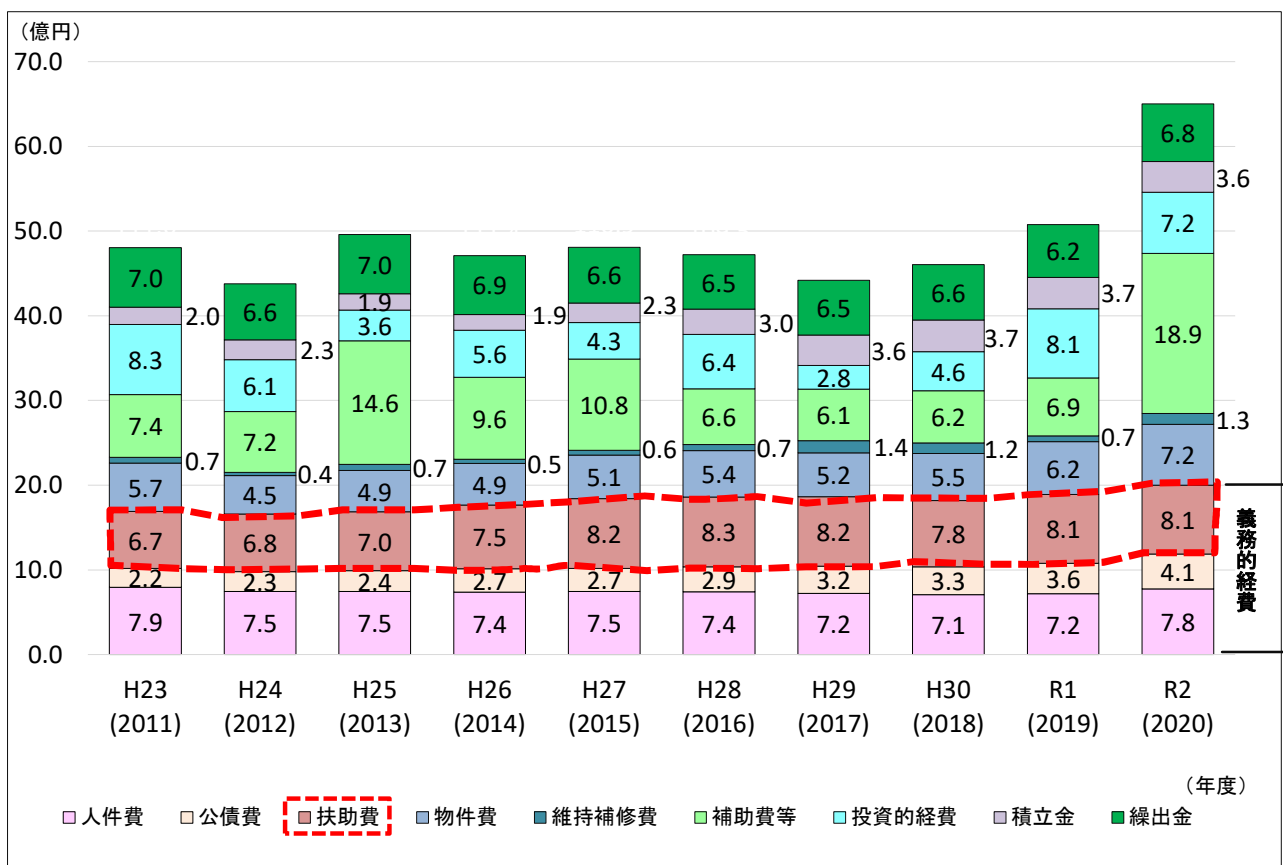
※地方債は臨時財政対策債を除く。

図 2.4 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出の状況をみると、歳出の削減に取り組んではいるものの、今後、少子高齢化に伴い扶助費等の義務的経費が増加していくと見込まれます。

そのため、財政状況は更に厳しいものとなり、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費を、これまでどおり確保していくことが厳しくなることが見込まれます。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対応により補助費等の歳出が増加しています。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

※義務的経費：支出が義務的で任意では削減できない経費であり、歳出のうち人件費、公債費、扶助費

※公債費：地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元利償還等に要する経費

※扶助費：社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者などに対して各種法令に基づいて支払われる経費のほか、地方公共団体が単独で行っている町民福祉に要する経費

※物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的経費の総称

※投資的経費：支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残る普通建設事業費など

※繰出金：一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費

図 2.5 歳出の推移

2.3. 公共施設等の状況と将来の更新等費用の見通し

(1) 公共施設の状況

施設の保有状況

本町の公共施設は、40施設、延床面積は約37,352㎡であり、その主な内訳は、学校教育系施設（約20,431㎡）が最も多く54.7%、次いで、町民文化系施設（約5,140㎡）が13.8%、行政系施設（約3,775㎡）が10.1%の順となっています。

表 2-1 公共施設の施設数と施設規模

施設分類	施設数 (施設)	構成比 (%)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
町民文化系施設	7	17.5	5,140.16	13.8
社会教育系施設	1	2.5	524.28	1.4
スポーツ・レクリエーション系施設	3	7.5	2,280.21	6.1
学校教育系施設	4	10.0	20,431.20	54.7
保健・福祉施設	1	2.5	870.82	2.3
行政系施設	4	10.0	3,774.62	10.1
公園	3	7.5	465.85	1.2
供給処理施設	15	37.5	3,307.72	8.9
その他	2	5.0	557.49	1.5
合計	40	100	37,352.35	100

※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

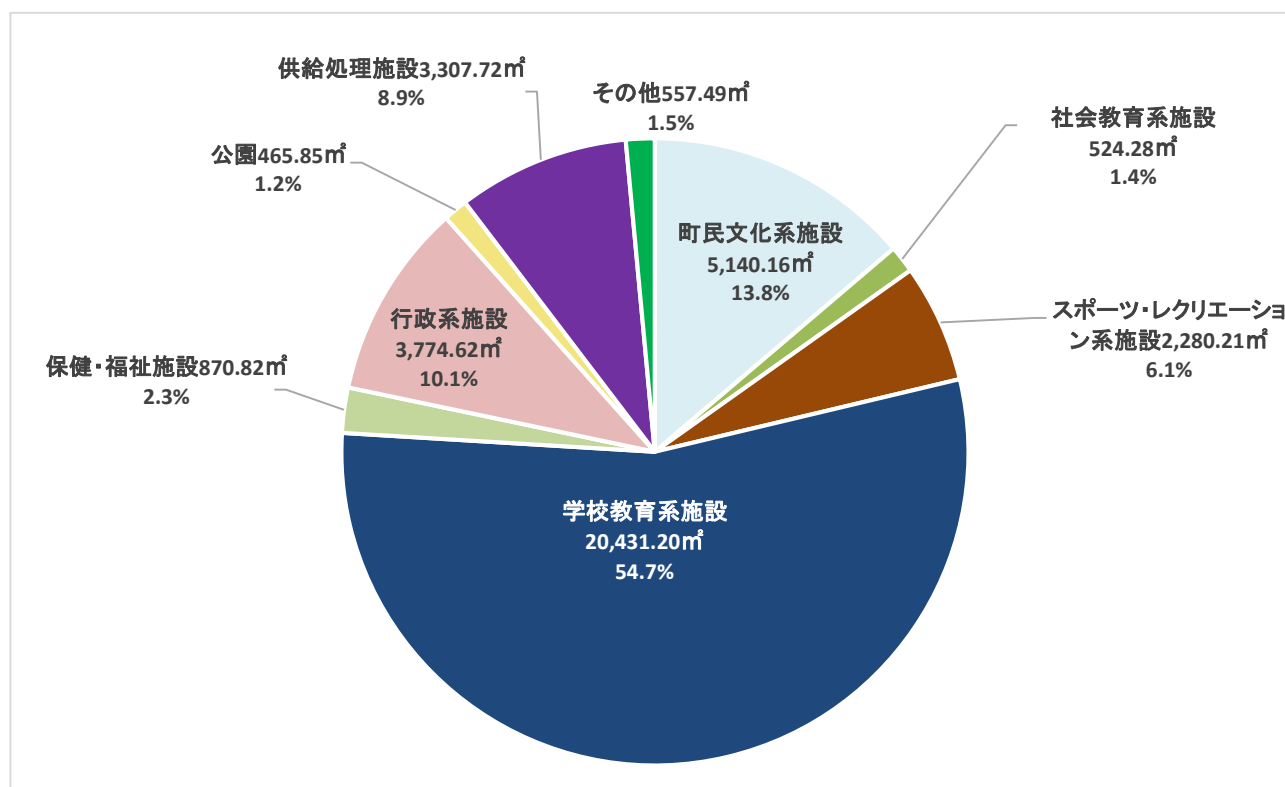
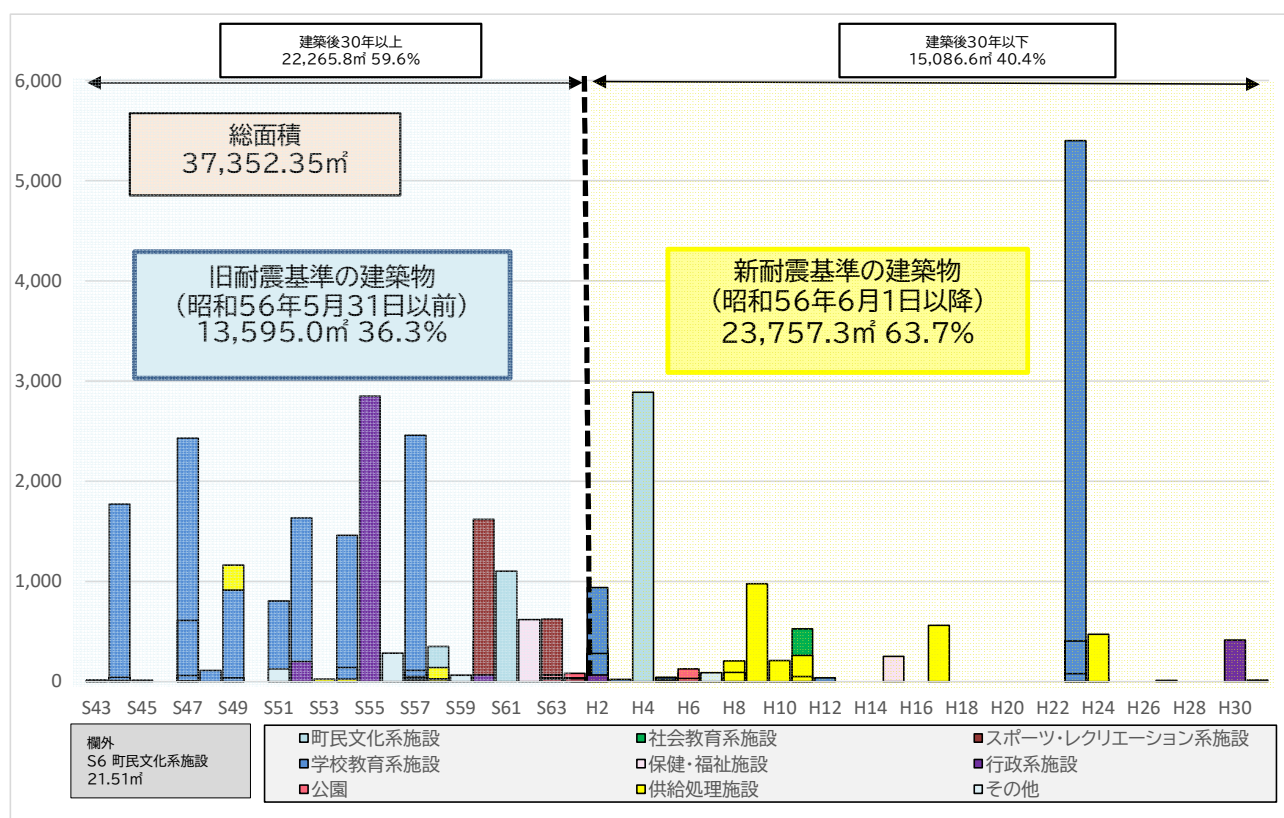


図 2.6 公共施設の施設分類別延床面積

老朽化の状況

本町の公共施設のうち、旧耐震基準が適用される昭和56(1981)年5月31日以前に建設された建築物は13,595.0㎡(36.3%)であり、新耐震基準の建築物は23,757.30㎡(63.7%)となっています。

建築年別にみると、建築後30年以上経過している施設が22,265.8㎡(59.6%)を占めています。一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物は建築後30年程度で大規模改修、60年程度で建替えが必要になるとされており、今後、昭和40年代後半から昭和60年代に整備された施設の大規模改修や建替えに対応するための費用が集中的に発生し、財政負担が増大することが懸念されます。



※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

※旧耐震基準：建築物の設計において適用される地震（中地震：震度5強程度）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準

※新耐震基準：建築物の設計において適用される地震（大地震：震度6強）に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年6月1日以降の建築確認において適用されている基準

図 2.7 公共施設の建築年別延床面積

耐震化の状況

本町の公共施設の耐震化状況をみると、学校教育系施設の約半数が旧耐震基準となっていますが、補強済みが39.9%、補強不要が7.1%であり、新耐震基準の施設を合わせると約90%以上の施設が耐震性を有する施設となっています。

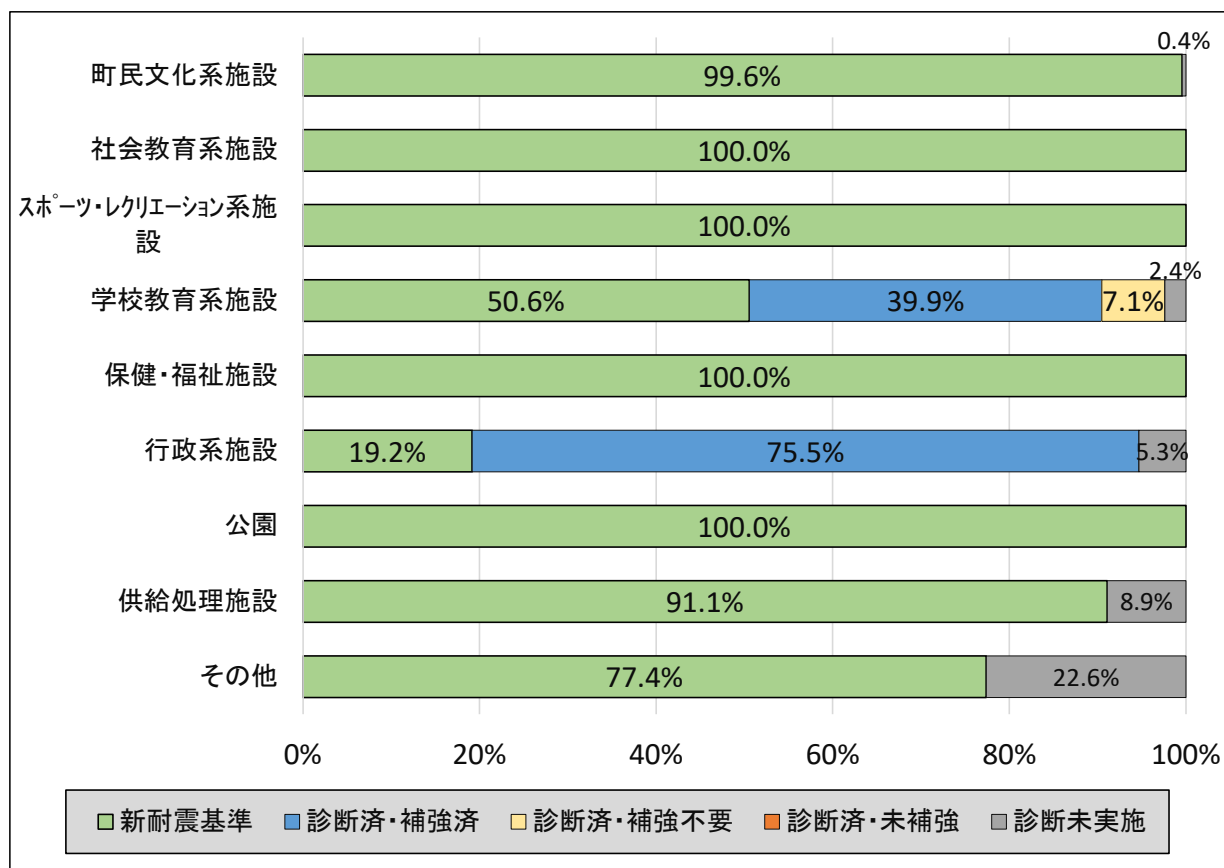


図 2.8 施設分類別耐震化割合の状況

表 2-2 施設分類別耐震化の状況

施設分類	新耐震基準		旧耐震基準							
			耐震診断実施済み						耐震診断 未実施	
			補強済み		補強不要		未補強			
	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)	(㎡)	(%)
町民文化系施設	5,119	99.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	22	0.4
社会教育系施設	524	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
スポーツ・レクリエーション系施設	2,280	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学校教育系施設	10,329	50.6	8,160	39.9	1,457	7.1	0	0.0	486	2.4
保健・福祉施設	871	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
行政系施設	724	19.2	2,851	75.5	0	0.0	0	0.0	200	5.3
公園	466	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
供給処理施設	3,013	91.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	294	8.9
その他	431	77.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	126	22.6
合計	23,757	63.6	11,010	29.5	1,457	3.9	0	0.0	1,128	3.0

※端数の処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

インフラ資産の状況

インフラ資産は、町民の生活や産業の基盤であり、安全な暮らしを支えるうえで必要不可欠な施設です。これまで多くの施設が整備されてきましたが、老朽化が進んでおり、順次更新の時期を迎えようとしています。本町の主なインフラ資産の保有状況は以下に示すとおりです。

表 2-3 インフラ資産の保有状況

分類	種別	総量
道路	一級町道	実延長 19.5 km
		面積 158,034.0 m ²
	二級町道	実延長 30.4 km
		面積 218,579.0 m ²
	自転車歩行者道	実延長 0.0 km
		面積 0.0 m ²
	その他の町道	実延長 393.0 km
		面積 1,496,340.0 m ²
	計	実延長 442.9 km
		面積 1,872,953.0 m ²
橋りょう	橋りょう	実延長 1.8 km
		面積 8,928.0 m ²
上水道	管路	144.2 km
下水道	管路	6.4 km
農業集落排水	管路	70.6 km

※端数の調整で合計値が合わない場合があります。

令和2年3月31日現在

出典：道路・橋りょう 道路施設状況調査、上水道 水道統計、下水道・農業集落排水 管理台帳

(2) 公共施設等の将来の更新等費用の見通し

①公共施設

令和4(2022)年度から令和37(2055)年度までの35年間に公共施設の改修・更新・修繕などに係る費用について、「美里町公共施設個別施設計画」に基づき算定します。

算定に当たっては、施設を耐用年数経過時まで単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込みを算定し、それぞれの結果を比較することで、対策の効果額を算定します。

「美里町公共施設個別施設計画」における建物構造別で単純更新した場合、長寿命化した場合の建替えの時期は次のとおりです。「目標使用年数」は、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会 1988年10月）」、各種法令等を参考に、次表のように設定します。

表 2-4 単純更新と長寿命化した場合の構造別建替え時期

建物の構造	単純更新 (標準耐用年数)	長寿命化 (目標使用年数)
鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造) 鉄筋コンクリート造 (RC造)	60年	80年
鉄骨造 (S造)	45年	65年
木造 (W造)、その他	30年	50年

A) 過去の実績

過去6ヵ年の公共施設の改修等に係る費用は次のとおりです。年平均で約1.8億円となっています。

表 2-5 過去6ヵ年の公共施設の費用実績

(単位：千円)

区分	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	1,186	105,243	9,932	16,136	405,031	267,611	134,190
	新規整備分	31,239	2,268	15,263	145,122	1,484	49,823	40,867
	用地取得分	0	0	0	0	0	0	0
	合計	32,425	107,511	25,195	161,258	406,515	317,434	175,056

B) 単純更新した場合

単純更新した場合の35年間の費用は、約142億円で、年平均に直すと約4.1億円となり、過去の投資的経費の実績と比較すると年平均で約2.3億円の費用が足りないこととなります。特に、令和3(2021)年度に積み残していた改修費用が集中することになります。

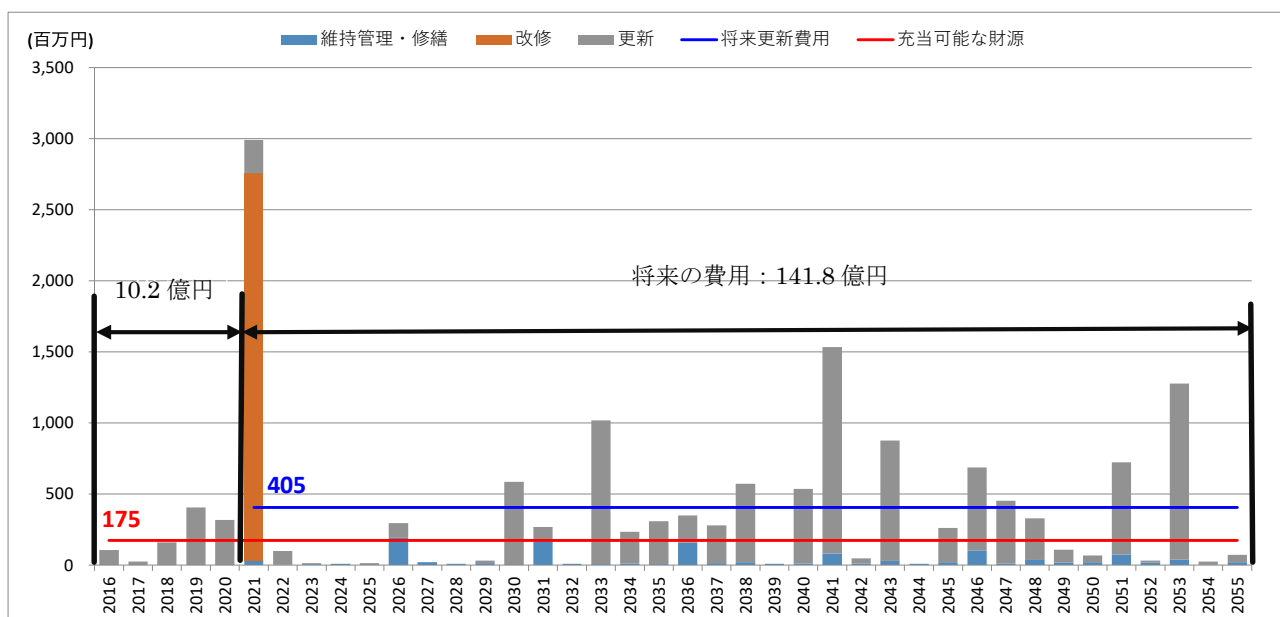


図 2.9 単純更新した場合の更新等費用

C) 長寿命化した場合

長寿命化を実施した場合の35年間の費用は、約96億円で、年平均では約2.7億円で過去の投資的経費の実績と比較すると年平均で約0.9億円の費用が足りないこととなります。また、単純更新した場合と比較すると46億円（年平均で1.2億円）の費用の削減効果が見込まれます。さらに、費用の平準化を図ったことで、費用が突出した年度はなくなりました。

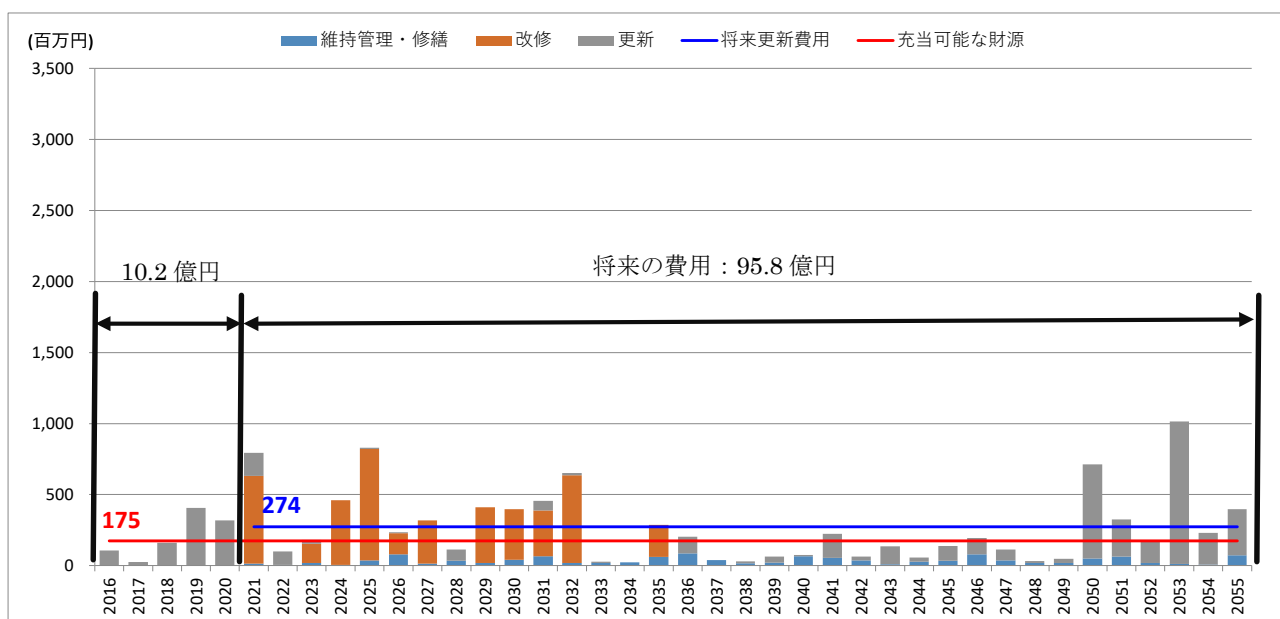


図 2.10 長寿命化した場合の更新等費用

②インフラ資産

令和4(2022)年度から令和37(2055)年度までの35年間にインフラ資産の更新に係る費用について、道、橋りょう、上水道、下水道及び農業集落排水個別施設計画に基づき算定します。公共施設と同様に算定に当たっては、施設を耐用年数経過時まで単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込みを算定し、それぞれ結果を比較することで、対策の効果額を算定します。

A) 過去の実績

インフラ資産の過去6ヵ年の公共施設に関する改修等に係る費用は次のとおりです。年平均で2.2億円（普通会計＋事業会計（上下水道、農業集落排水））となっています。

表 2-6 過去6ヵ年のインフラ資産の費用実績

(単位：千円)

区分	年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平均
普通会計	既存更新分	107,526	13,256	98,201	140,749	138,029	67,729	94,248
	新規整備分	129,994	210,277	0	0	0	0	56,712
	用地取得分	2,511	451	7,052	19,652	9,202	1,642	6,752
	合計	240,031	223,984	105,253	160,401	147,231	69,371	157,712
事業会計	既存更新分	35,866	14,342	15,541	66,117	66,262	49,209	41,223
	新規整備分	22,567	0	0	64,119	3,674	32,030	20,398
	用地取得分	0	0	0	0	0	0	0
	合計	58,433	14,342	15,541	130,236	69,936	81,239	61,621

B) 単純更新した場合

単純更新した場合の35年間の費用は、約210億円で、年平均に直すと約6.0億円となり、過去の投資的経費の実績と比較すると年平均で約3.8億円の費用が足りないこととなります。農業集落排水の費用が年度によって大きく変化しており、令和5(2023)年度、令和8(2026)年度には費用が多くなっています。

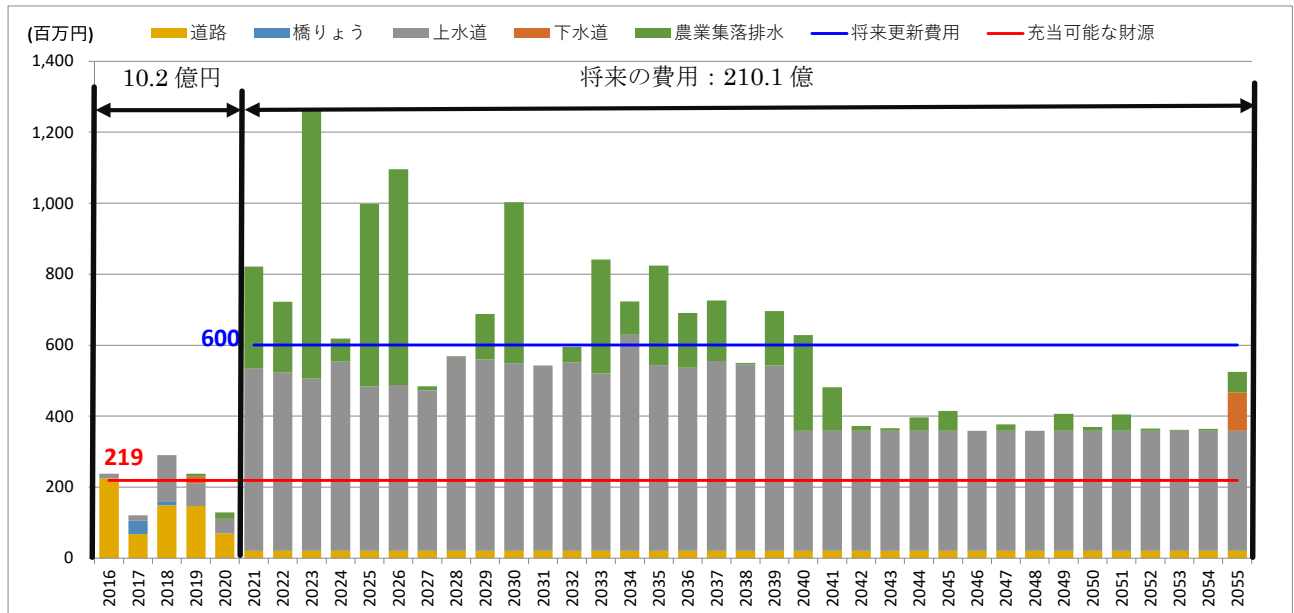


図 2.11 単純更新した場合の更新等費用

C) 長寿命化した場合

長寿命化を実施した場合の35年間の費用は、約190億円で、年平均では約5.4億円で過去の投資的経費の実績と比較すると年平均で約3.3億円の費用が足りないこととなります。また、単純更新した場合と比較すると19億円（年平均で0.5億円）の費用の削減効果が見込まれます。

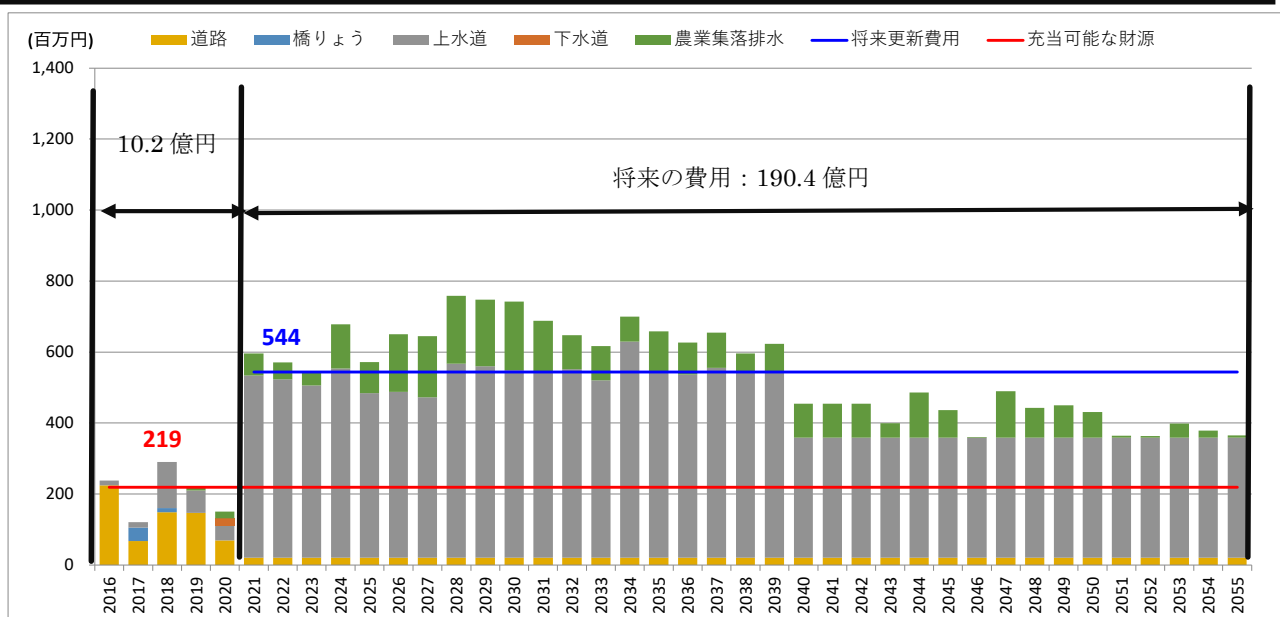


図 2.12 長寿命化した場合の更新等費用

③公共施設等（公共施設、インフラ資産）

A) 単純更新

公共施設とインフラ資産の算定費用の令和4年度(2021)年度から令和37(2055)年度までの35年間に公共施設等の改修・更新・修繕などに係る費用は約352億円で年平均では10.1億円となります。過去の投資的経費の実績4.0億円と比較すると、年間6.2億円（過去の投資的経費の実績の約1.6倍）の費用が不足することとなります。

40年間では372.2億円の費用となります。

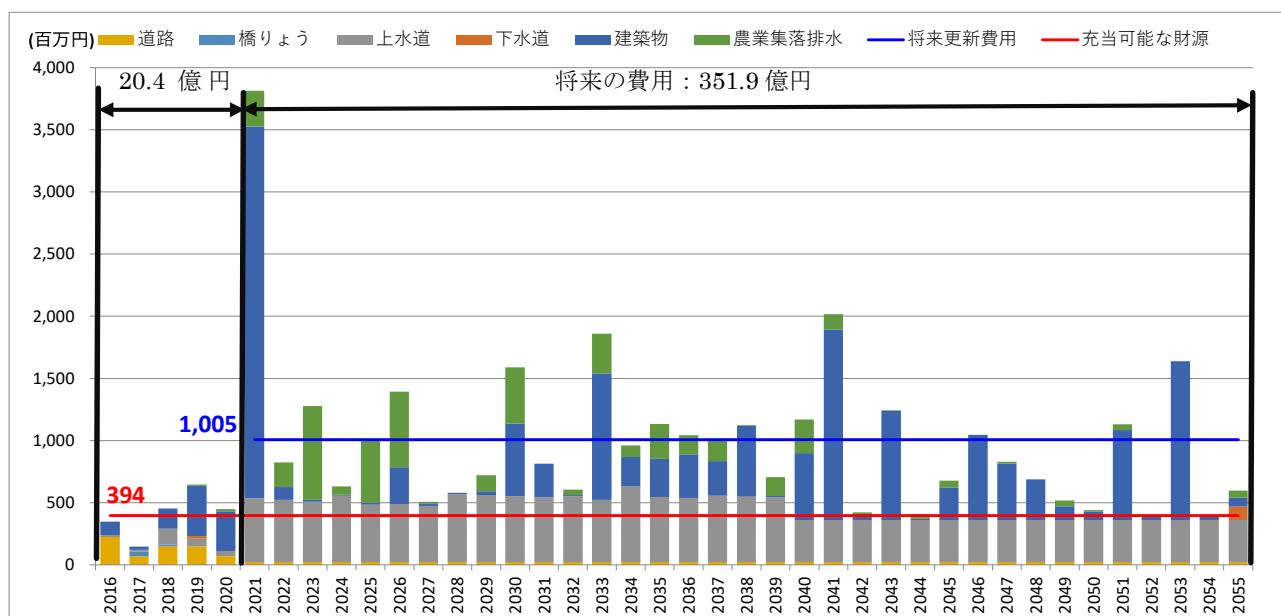


図 2.13 単純更新した場合の更新等費用

B) 長寿命化した場合

長寿命化を実施した場合の35年間の公共施設等の費用は、約286億円で、年平均では8.2億円となります。過去の実績と比較すると年平均で約4.2億円の費用が足りないこととなります。そのため、更なる費用の圧縮が必要と予想されます。

40年間では306.7億円の費用となります。

単純更新した場合と比較すると66億円（年平均で1.6億円）の費用の縮減効果が見込まれます。また、突出して費用計上年度がなくなり、平準化が図られています。

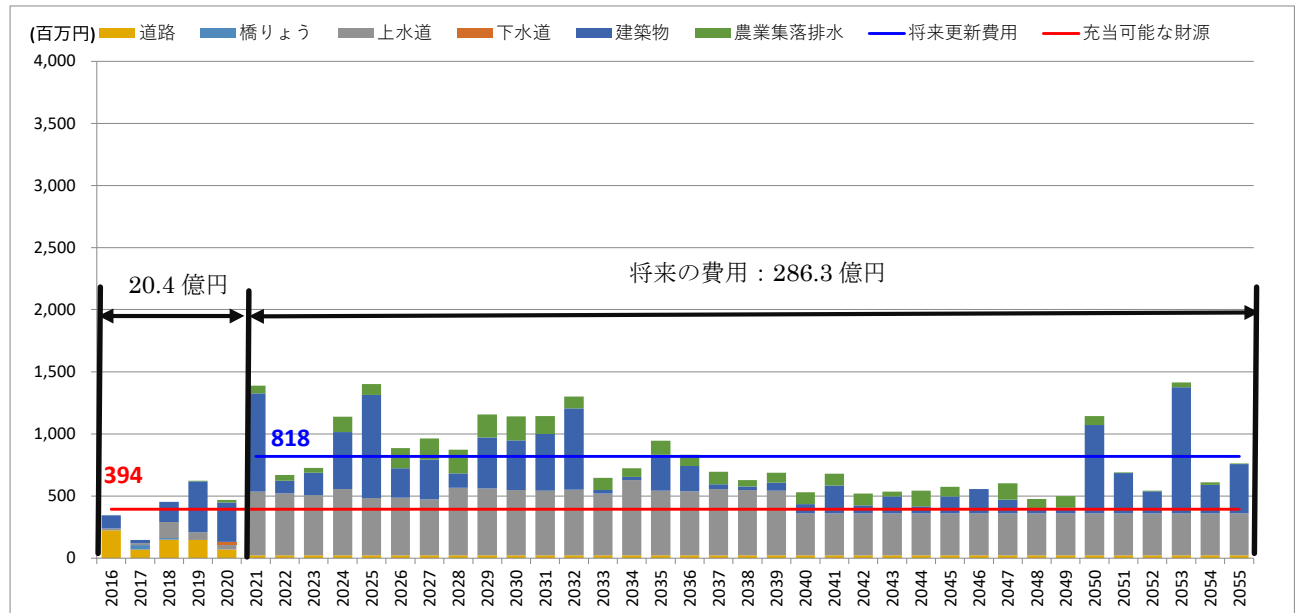


図 2.14 長寿命化した場合の更新等費用

④中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

総務省が示す中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式に合わせ、本計画の計画期間である平成28(2016)年度から令和37(2055)年度までにおける10年間及び40年間の維持管理・更新等に係る経費の見込みについて整理すると、下記のとおりです。

表 2-7 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み（10年間）

【 2016 年度から10年間】

今後 10年間の 公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み						(百万円)			
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源の見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去6年平均)
普通会計	建築物(a)	83	1,991	1,308	3,382	基金や地方債を活用	4,150	-768	175
	インフラ施設(b)	0	0	811	811		811	0	157.7
	計(a+b)	83	1,991	2,120	4,194		4,961	-768	333
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	地方債等を活用	0	0	0
	インフラ施設(d)	0	0	3,168	3,168		4,630	-1,461	61.6
	計(c+d)	0	0	3,168	3,168		4,630	-1,461	62
建築物合計(a+c)		83	1,991	1,308	3,382		4,150	-768	175
インフラ施設(b+d)		0	0	3,980	3,980		5,441	-1,461	219
合計(a+b+c+d)		83	1,991	5,288	7,362		9,591	-2,229	394

表 2-8 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み（40年間）

【 2016 年度から 2055 年度】

今後 40

年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に 単純更新した	長寿命化対策等 の効果額	現在要している経費 (過去6年平均)
普通会計	建築物(a)	1,239	4,360	5,001	10,600	15,197	-4,597	175
	インフラ施設(b)	0	0	1,441	1,441	1,441	0	158
	計(a+b)	1,239	4,360	6,442	12,041	16,638	-4,597	333
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	0	0	0
	インフラ施設(d)	0	0	18,620	18,620	20,586	-1,966	62
	計(c+d)	0	0	18,620	18,620	20,586	-1,966	62
建築物合計(a+c)		1,239	4,360	5,001	10,600	15,197	-4,597	175
インフラ施設(b+d)		0	0	20,061	20,061	22,027	-1,966	219
合計(a+b+c+d)		1,239	4,360	25,062	30,662	37,224	-6,563	394

【備考】

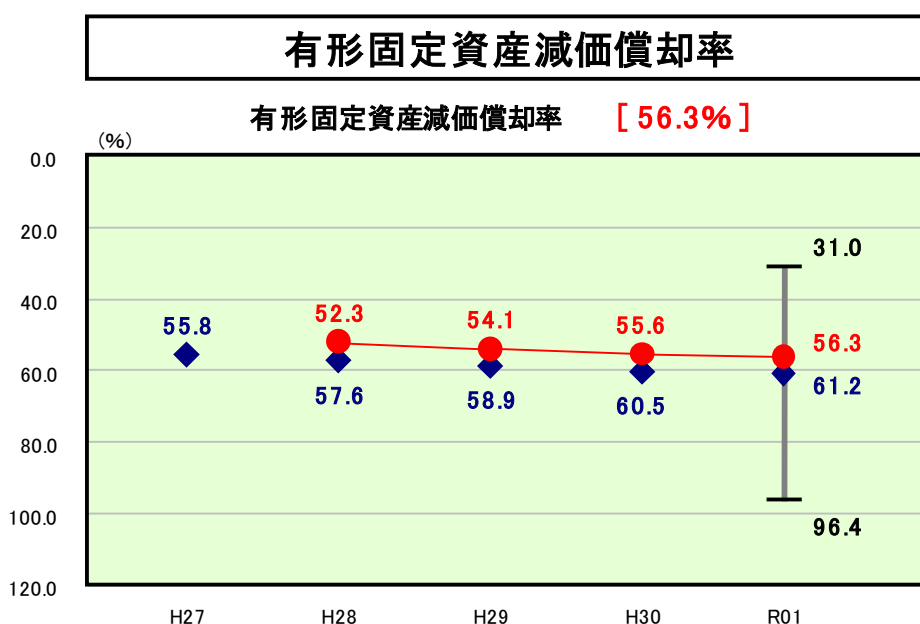
- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるか、いわゆる老朽化を把握する指標です。

本町の有形固定資産減価償却率は、令和元(2019)年度で56.3%となっており、全国平均63.4%及び類似団体平均61.2%を下回っています。類似団体内における順位は47団体中16番目です。

本計画及び個別施設計画に基づき、適切に維持管理することで老朽化の抑制が必要となっています。



(4) 過去に行った対策の実績

①点検・診断

公共施設ごとに建築基準法等に基づく法定点検を実施しました。

平成30(2018)年度には、「劣化状況調査マニュアル」を作成し、自主的に劣化状況調査を実施しました。

また、令和3(2021)年度には、翌年度から5ヵ年度間に修繕等を実施する建物について劣化度等の調査を実施しました。

②大規模改修

平成28(2016)年度以降に、公共施設を対象に実施した主な工事等は次のとおりです。

表 2-9 大規模改修の実績

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
平成28年度	保健・福祉施設	保健センター	再生可能エネルギー設備設置工事
平成29年度	町民文化系施設	遺跡の森館	消防用設備修繕（誘導灯更新）
平成30年度	スポーツ・レクリエーション系施設	町民体育館	屋根修繕（防水加工・塗り替え）
	学校教育系施設	松久小学校	給食室棟エアコン設置工事
		東児玉小学校	給食室棟エアコン設置工事
		大沢小学校	給食室棟エアコン設置工事
		東児玉小学校	浄化槽設備修繕
令和元年度	町民文化系施設	美里中学校	太陽光発電設備修繕
		遺跡の森館	省エネ改修工事（リース契約） 空調・照明更新、窓遮熱フィルム、バリアフリー化
	学校教育系施設	中央公民館	省エネ改修工事（リース契約） 空調・照明更新、屋上断熱防水、 バリアフリー化
		松久小学校	音楽室エアコン設置工事
		東児玉小学校	音楽室エアコン設置工事
		大沢小学校	音楽室エアコン設置工事
		松久小学校	放送設備（落雷）修繕
		東児玉小学校	屋内消火栓等消防設備修繕
		大沢小学校	校舎外壁等修繕
	保健・福祉施設	松久小学校	校舎外壁修繕
		保健センター	省エネ改修工事（リース契約） 空調・照明更新、窓遮熱フィルム、バリアフリー化

実施年度	施設分類	施設名	対象棟・工事内容
令和 2 年度	町民文化系施設	松久公民館	トイレ改修工事（洋式化）
		東児玉公民館	トイレ改修工事（洋式化）
		大沢公民館	トイレ改修工事（洋式化）
		中央公民館	玄関自動ドア改修
		遺跡の森館	手摺設置工事（ホール内・トイレ等）
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育施設	トイレ改修工事（洋式化 体育館・武道館）
	学校教育系施設	東児玉小学校	校舎・体育館トイレ改修工事
		大沢小学校	特別教室エアコン設置工事
		松久小学校	特別教室エアコン設置工事
		東児玉小学校	特別教室エアコン設置工事
	保健・福祉施設	保健センター	改修工事 出入口ドア改修・男子トイレ洋式トイレ設置 ベビーシート取付・多目的トイレ鍵等設置
	行政系施設	旧農林商工課	トイレ改修工事（洋式化）
	公園	総合公園	内変圧器修繕（キュービクル内変圧器の更新）
		総合公園	屋外トイレ改修工事（森館横・武道館横・第三駐車場 洋式化）
令和 4 年度	保健・福祉施設	保健センター	屋根・外壁等改修工事
令和 5 年度	行政系施設	役場庁舎	屋根・外壁等改修工事
令和 6 年度	行政系施設	役場庁舎	照明設備 L E D 化

③発注支援業務

令和 3 (2021) 年度には、公共施設修繕等包括支援業務を委託し、公共施設の保全を効果的、効率的に実施しています。

3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1. 現状や課題に関する基本認識

■人口減少、少子高齢化への対応

全国的な傾向と同様、本町でも人口減少や少子高齢化が進行していくなかで、今後の町の人口構成の変動に伴い、ユニバーサルデザイン化、施設の省エネルギー化や町民ニーズの変化への対応が必要となり、町民サービスの維持を図りつつ、経費の縮減に結びつく適正な公共施設の規模及び配置を検討していく必要があります。

また、地区により人口増減の傾向や少子高齢化の進行状況が異なっていることから、公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

■厳しい財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等の伸びが期待できないなか、少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費の確保が更に厳しくなるものと見込まれます。こうした厳しい財政状況のなかで、公共施設等の維持管理・運営に係る費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

また、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

■長寿命化への対応

町の公共施設のうち、築30年以上経過した施設が約5割を占めています。今後、施設の建替え時期を迎えますが、町税収入等の減少から容易に建替えすることが難しく、現在の施設を長く使用する必要があります。そのため、施設の長寿命化の考えに基づき、施設の劣化状況を的確に把握し、計画的に修繕・改修を実施していく必要があります。

3. 2. 公共施設等マネジメントの基本原則

『3.1.現状や課題に関する基本認識』を踏まえ、公共施設等マネジメントにおいては、人口減少、少子高齢化の進行に伴う、町民ニーズの変化や厳しい財政状況が予測されているなかでも、公共施設は町民に対する行政サービスの提供を行うにあたり、重要な役割を担っており、災害時においては、町民の避難場所としての役割を担う必要があるため、効率的な施設の維持管理により、町民サービスの質を維持しつつ、安全で安心して利用できる公共施設等を提供していく必要があります。

これらのことを踏まえ、本町における公共施設等マネジメントの基本原則を以下のように設定します。

【公共施設】

① 施設の長寿命化

- ・定期点検等を実施し、劣化状況の把握に努め点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めるとともに、施設の長寿命化を図り、長期的な視点に立った計画的な改修・更新を実施し、財政負担の平準化を図ります。

② 既存施設の有効活用

- ・老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の状況、また町民ニーズを踏まえながら、規模縮小・機能の複合化や改修・更新等により効率的な施設配置を図ります。
- ・十分な利用が図られていない施設については、他用途への転換や廃止を検討するなど、既存施設の有効活用を図ります。

③ 効率的な施設運営

- ・民間活力の導入（PPP、PFIなど）も視野に入れ総合的に検討し、財政負担の軽減と行政サービスの最適化を図ります。

④ 地域の将来像の尊重

- ・総合振興計画など関連計画との整合を図り、まちづくりの視点を踏まえ、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置・規模に努めます。

⑤ 持続可能な公共施設等への取組

- ・国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の考え方や国の持続可能な開発目標の実施指針を踏まえ、公共施設等については、異常な気象現象に対応できる強靱さを兼ね備え、エネルギーミックスを可能とする施設の設置、施設運営に努めるとともに、多様な人々が公共施設等にアクセスできるようにインフラ資産等の整備を推進します。

【インフラ資産】

① 長寿命化と費用の平準化

- ・道路、橋りょう、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮して、重要度と緊急度により優先順位を決めたうえで計画的な維持管理を行います。
- ・計画的な点検や改修・更新等により維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

② 社会構造の変化に対応した適正な供給

- ・社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

3.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断及び安全性確保の実施方針

「予防保全」の推進

- ・施設の維持管理については、予防保全の考え方に基づき、各施設の職員による劣化状況調査や法定点検により、不具合の早期発見と修繕対応を行うことで、施設の長期利用を推進していきます。

安全性の確保

- ・施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等の把握に努め、必要に応じて公共施設等の統合・廃止や規模縮小等を検討します。
- ・今後利用する見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、解体、除去等を検討し、安全性の確保に努めます。
- ・点検・診断の結果、劣化状況などから危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえ、更新、改修、解体等を検討します。

メンテナンスサイクルの構築

- ・インフラ資産は、町の基盤となるものであり、利用者の安全性の確保や安定した供給・処理が行われることが極めて重要です。そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行い、その結果得られた施設の状態等を記録し、次の点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、効率的な維持管理を推進します。また、このような取り組みにより維持管理費用の縮減・平準化を図ります

〈メンテナンスサイクル概念〉



(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

適切な修繕の実施による機能の維持

- ・ 部位・部材等の修繕周期及び前述の点検・診断結果を踏まえ、適切な時期に大規模改修、省エネルギー化改修等の工事の実施を検討し、機能の維持、向上に努めます。

効率的な施設の配置及び運営

- ・ 施設の更新にあたっては、人口の動向や町民ニーズ、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ適正な規模を検討するとともに、機能の複合化や集約化を検討し、効率的な施設配置を目指します。
- ・ 学校施設の空き教室については、放課後児童クラブの活用意向、近隣の公共施設の立地状況や町民の意向を考慮しながら有効活用を検討します。
- ・ 民間活力を導入するなど、効率的な施設の運営や行政サービスの維持・向上を図ります。

トータルコストの縮減

- ・ 省エネルギー化や自然エネルギーの導入等によって環境負荷の軽減と、維持管理コストの軽減に取り組みます。
- ・ インフラ施設の事業に当たっては、一体施工等の工夫を行い、事業の低コスト化を図ります。
- ・ 2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、公共施設の新設、建替えの際は再生可能エネルギーを導入します。

長期利用に配慮した施設整備

- ・ インフラ資産は、個別施設計画等の診断結果を踏まえ、破損の状況に応じた適切な措置方法を構築し、これにより舗装等の長寿命化と費用の削減を図ります。
- ・ インフラ施設の事業に当たっては、一体施工等の工夫を行い、事業の低コスト化を図ります。
- ・ 施設の整備や更新にあたっては、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 耐震化及び長寿命化の実施方針

耐震化の推進

- ・本町が保有する公共施設のうち、学校の校舎及び体育館、役場については耐震化を実施していますが、旧耐震基準の建築物は約3割あります。耐震化未実施の施設は、取り壊しも検討し、今後も継続して保有していく施設については、施設の老朽度も考慮のうえ、耐震化を推進します。
- ・インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特長や緊急性、重要性を考慮のうえ、点検結果に基づき耐震化を推進していきます。

長寿命化の推進

- ・今後も継続して保有していく施設は、劣化状況調査や法定点検を実施し、調査結果を踏まえて長寿命化を図り、長期的な維持管理コストの削減、平準化を図ります。また、補助金等を活用し、町の負担軽減を図ります。
- ・長寿命化に当たっては、耐久性に優れた仕上げ材への改修や耐震対策、防災機能の強化、省エネルギー化といった現在の社会的ニーズに対応するため、基本的性能の向上も図ります。
- ・公共施設は、「予防保全」の考え方にに基づき、計画的に改修・更新していきます。
10年以内に耐用年数を迎える施設は、劣化状況調査等により状態を把握し、その都度、適切な修繕等を行い、耐用年数まで維持していきます。
- ・インフラ資産についても、施設特長を考慮のうえ安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を行うなどにより施設の長寿命化を図り、トータルコストの削減や予算の平準化に努めます。

長寿命化計画の策定

- ・本町のインフラ資産のうち、既存の計画がある場合は、他施設の動向と相互調整を図りながら長寿命化を推進していきます。
- ・今後新たに策定する長寿命化計画については、本計画における方針と整合を図るものとします。また、財政状況も考慮し、他施設の動向と相互調整を図りながら計画を推進していきます。

(4) 統合や廃止の推進方針

計画的な統合・廃止等の推進

- ・ 現在十分に利用されていない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、人口構成の変動や財政状況等を踏まえながら、客観的な視点から保有の必要性を検討します。
- ・ 適正化計画を策定した施設については、計画に従い、統廃合を進めます。
- ・ 施設の統合や廃止により生じる跡地は、売却等の処分により、将来的に維持していく施設の維持管理・整備費用のための財源確保として活用を図ります。
- ・ インフラ施設のうち、農業集落排水施設については調査等により、利用の見込みがない施設については、廃止等を含めた検討を進めます。

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ニーズに応じたユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 公共施設等の改修・更新等を実施する際には、町民ニーズや施設の状況を踏まえながら、利用者が使いやすい公共施設とするため、施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

庁内における意識啓発

- ・ 全庁的な体制で公共施設マネジメントの対応を図っていきます。公共施設マネジメントの実施に当たっては、PDCA サイクルの考え方に基づいて計画の推進に取り組みます。
- ・ 公共施設マネジメントを推進していくために、施設の基本情報、管理費や劣化状況調査、修繕の履歴を一元管理し、継続的に施設管理を実施します。
- ・ 施設の維持管理については、各施設の職員による劣化状況調査や法定点検により、不具合の早期発見と修繕対応を図ります。

民間事業者との連携

- ・ 公共施設マネジメントを推進していくうえで、運営経費の適正化と行政サービス水準の維持・向上を両立させていくことが極めて重要です。今後、民間活力の導入による効果が期待できる施設については、指定管理者制度、DBO 方式、PFI 事業等の導入を検討し、事業の効率化や行政サービスの充実を図ります。

町民との情報共有

- ・ 公共施設マネジメントの推進に当たって、実際に町民が利用する施設の規模縮小や廃

-
- 止等も視野に入れて検討を行うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。
- ・ 本町が直面する状況を認識し、公共施設のあり方を考えてもらうため、本町の財政状況や公共施設等の保有状況について広報紙やホームページなどの手段を用いた情報公開を行っていきます。

修繕等費用の低減化

- ・ 個別施設計画で修繕等を計画した建物の設計図書の作成等について、発注支援業務とすることで、作成費用の低減化を図ります。

4.施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

『3.公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針』を踏まえ、以下では公共施設・インフラ資産のそれぞれの施設類型ごとの基本的な方針を定め取り組みを進めます。

4.1. 公共施設

(1) 町民文化系施設

大分類	中分類	施設
町民文化系施設	集会施設	東児玉公民館、松久公民館、大沢公民館、中央公民館
	文化施設	遺跡の森館、陶芸棟、水殿瓦窯跡覆屋

<現況・課題>

- 町民文化系施設は、中央公民館などの集会施設、遺跡の森館などの文化施設であり、全て町の直営で管理・運営しています。
- 町民の学習活動の拠点である公民館は、生涯学習の場として重要な施設です。
- 平成30(2018)年度の劣化状況調査の結果、東児玉公民館の防水シートが劣化しているため、今後、修繕等が必要です。
- 他施設についても、個別施設計画に基づいた計画的な、修繕・改修等が必要です。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行います。
- 建築基準法等で定められた法定点検を確実に実施することで、施設の長期的な維持管理を実施します。
- 集会施設は、定期利用団体の他にも幅広く利用されていますが、東児玉公民館・中央公民館の和室などの貸室は、十分に活用されていない状況です。
- 文化施設は、ホール利用や国指定史跡の見学などにより十分に活用されていますが、遺跡の森館の修理工作室については特定の利用となっています。



中央公民館

＜基本的な方針＞

- 職員による定期的な点検を行い、施設
の状況を把握し、適切な維持管理を行
い、施設の安全確保に努めます。
- 施設の活用や幅広い年齢層の利活用を
促進するため、民間活力の導入を含め
た施設のあり方を検討します。



遺跡の森館

(2) 社会教育系施設

大分類	中分類	施設
社会教育系施設	図書館	図書館

< 現況・課題 >

- 中央公民館との複合施設であり、町の直営で管理・運営しています。町民に十分に活用されており、今後も従来の利用が見込まれます。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行っています。
- 建築基準法等で定められた法定点検を確実に実施することで、施設の長期的な維持管理を実施します。

< 基本的な方針 >

- 職員による自主点検や法定点検により、施設の状況を把握し、適切な維持管理と施設の安全確保に努めます。
- 新耐震基準の建物で、比較的新しい施設であることから、予防保全を実施し、施設の長寿命化を図り、維持していきます。



図書館

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	中分類	施設
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館、武道館
	レクリエーション施設・観光施設	駅前情報館

<現況・課題>

- スポーツ・レクリエーション系施設は、町民体育館、武道館のスポーツ施設、駅前情報館のレクリエーション施設・観光施設であり、全て町の直営で管理・運営しています。
- 本町では「スポーツ振興の町」として町民体育館、武道館の整備を進めてきました。しかし、近年は利用率が低下し、施設のあり方を検討する必要があります。
- 町民体育館、武道館は、新耐震基準の建物となっています。しかし、町民体育館、武道館ともに建築後約30年経過していますので、施設の長寿命化を図るため、長寿命化改修が必要です。
- 駅前情報館は、町の情報発信・駅利用者の休憩所として活用されています。比較的新しい施設であり、新耐震基準の建物で、定期的（月2回）に清掃・点検を実施し、施設を維持しています。
- 建築基準法等で定められた法定点検を確実に実施することで、施設の長期的な維持管理を実施します。

<基本的な方針>

- 町民体育館、武道館については、利用率向上のため、民間活力を活用し、新たな活用方法を検討していくとともに、長寿命化のために長寿命化改修を検討し、施設の安全確保に努めます。
- 町民体育館、武道館については、利活用の促進のため民間活力を活用し、利用促進を図ります。
- 町民体育館、武道館は、長寿命化改修を実施するまでの間、職員の自主点検に基づき、適切に修繕を行い施設の維持を図ります。自主点検に当たっては、平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づいて、実施していきます。



町民体育館

-
- 駅前情報館については、職員による定期的な自主点検と適切な修繕を実施し、施設の安全確保に努めます。



(4) 学校教育系施設

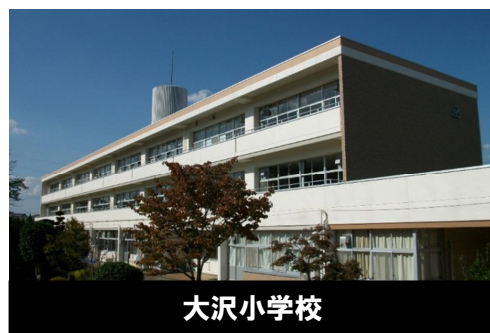
大分類	中分類	施設
学校教育系施設	学校	松久小学校、東児玉小学校、大沢小学校、美里中学校

<現況・課題>

- 学校教育系施設は、小学校3校、中学校1校であり、公共施設全体の延床面積の約54.7%を占めています。
- 築30年以上の建物が70%を占めていますが、耐震改修及び大規模改修は、概ね実施されています。
- 少子高齢化により児童・生徒数も減少傾向ではありますが、少人数教室等の活用により空き教室はみられない状況です。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、教職員の自主点検を行っています。
- 新統合小学校の整備に伴い、既存小学校3校については機能を廃止するとともに貸付や売却等の処分を検討します。

<基本的な方針>

- 将来の地域の人口動向や児童・生徒数の推移を見定めながら、施設のあり方を検討します。
- 法定点検に加え、劣化状況調査マニュアルに基づき、教職員による自主点検を実施します。
- 各学校の施設ごとの修繕、長寿命化改修の計画に基づき、修繕等を実施することで、施設の長寿命化と安全確保に努めます。
- 3小学校については、美里町立小学校適正規模等検討会の答申を踏まえ、統廃合を含めた施設のあり方を検討します。
- 美里中学校敷地内に新統合小学校を整備するため、整備計画において支障となる美里中学校の既存建物及び構築物等の解体を行います。また、既存3小学校については、機能廃止（除却）を行い、解体のほか、貸付や売却等の処分を検討し、有効活用を図ります。



(5) 保健・福祉施設

大分類	中分類	施設
保健・福祉施設	保健施設	保健センター

< 現況・課題 >

- 昭和 6 3 (1988) 年度に建築され、平成 1 6 (2004) 年度に増築された比較的新しい施設であり、新耐震基準の建物となっています。
- 平成 3 0 (2018) 年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、点検を引き続き実施し、不具合を発見した都度、修繕を実施していきます。
- 建築基準法等で定められた法定点検を確実に実施することで、施設の長期的な維持管理を実施します。
- 町唯一の保健施設であり、各種検診等の保健サービスの提供、健康づくり事業等で、利用の増加が見込まれます。

< 基本的な方針 >

- 今後も利用の増加が見込める施設であることから、計画的な修繕、長寿命化改修の推進により施設の長寿命化を図り施設を維持していきます。
- 今後も劣化状況調査マニュアルに基づき職員による定期的な点検を行うことにより、施設の安全確保に努めます。



保健センター

(6) 行政系施設

大分類	中分類	施設
行政系施設	庁舎等	役場庁舎、旧農林商工課
	その他行政系施設	防災倉庫、第1分団詰所、第2分団詰所、第3分団詰所、第4分団詰所、第5分団詰所

<現況・課題>

- 行政系施設は、役場庁舎などの庁舎等、消防分団詰所のその他行政系施設であり、全て町の直営で管理・運営しています。
- 役場庁舎は、旧耐震基準の建物で建築後約40年経過していますが、耐震改修及び一部大規模改修は実施されています。現状では外壁に劣化が見られます。
- 旧農林商工課は、会議室などとして活用しています。また、当該施設内の一室が美児沢用水土地改良区の事務所となっています。屋根・屋上や外壁の劣化が進行しています。
- 防災倉庫は、平成30(2018)年竣工の建物で、防災備蓄品の倉庫として活用しています。
- 消防分団詰所は、防災上、重要な役割を担う施設です。外壁等の劣化が進んでいる施設もあります。
- 消防分団詰所は、火災発生等の災害時、資機材の整備、会議等で、消防団員が利用しています。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行っています。
- 建築基準法等で定められた法定点検を確実に実施することで、施設の長期的な維持管理を実施します。
- 令和2年度に、第5分団詰所を移転、新築しました。
- 令和6年度に、第2分団詰所を移転、新築しました。

<基本的な方針>

■役場庁舎については、耐震改修が済んでいますが、施設の劣化が進行していることから、職員による自主点検や建築基準法等による法定点検を実施していきます。長寿命化を図るため、長寿命化改修を行い、施設の安全確保に努めます。

■旧農林商工課については、適切な修繕等を実施するとともに、更新時期を迎えていることから、有効活用について検討し



役場庁舎

ます。

- その他行政系施設は、適切な維持管理に努め、施設の長期利用を図ります。更新に際しては、施設の適切な維持管理に努め、施設の長期利用を図ります。



(7) 公園

大分類	中分類	施設
公園	公園	遺跡の森総合公園、農村公園、産業団地公園

<現況・課題>

- 建築物のある公園は、遺跡の森総合公園など3施設であり、全て町の直営で管理・運営しています。
- 屋外の自然体験施設であることから、夏季などは利用者数が多いものの、冬季や一部の公園では、利用者数が少なくなっています。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行っています。
- 委託による樹木等の管理・遊具の保守点検などにより、施設の維持管理を行っています。

<基本的な方針>

- 地域の特性を生かしたイベント開催や快適な利用環境の創出等により、集客性の向上を図ります。
- 町民の憩いの場であることから、施設の適切な維持管理に努めます。
- 今後も職員による日常点検や保守点検などを行い、利用者の安全確保に努めます。
- 農村公園のリニューアルと水殿瓦窯跡地周辺に新たな公園の整備を検討していきます。



遺跡の森総合公園

(8) 供給処理施設

大分類	中分類	施設
供給処理施設	供給処理施設	十条クリーンセンター、小栗クリーンセンター、広木クリーンセンター、沼上クリーンセンター、円良田クリーンセンター、駒衣クリーンセンター、南部中央クリーンセンター、第1浄水場、第2浄水場、南部中継ポンプ場、円良田配水ポンプ場、第1水源、第2水源、第4水源

<現況・課題>

- 供給処理施設は、農業集落排水処理施設の南部中央クリーンセンターなど7施設と水道施設の第1浄水場など7施設、全て町の直営で管理・運営しています。
- 新耐震基準の建物は約91%ですが、施設の老朽化が進行している施設がみられます。
- 農業集落排水処理施設は、町民の生活環境の向上などのため、十分に活用されていますが、施設の老朽化や人口減少に伴い、今後は処理場の再編など運営の効率化を図ることが重要となっています。
- 水道施設については、水道法などの関係法令等に基づき、定期的な水質検査等を行っています。
- 委託により施設の維持管理を行っています。
- 老朽化した施設の更新には、一度に多額の費用が必要となることから、計画的な更新が必要になります。
- 平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行っています。

<基本的な方針>

- 農業集落排水処理施設については、「農業集落排水事業 最適整備構想」の再編計画に基づき、処理区の再編を検討していきます。また、存続する処理施設については、計画的な改修を推進します。
- 水道施設については、安全で安定的な供給のため、設備の耐用年数を超過している設備の整備を優先とし、施設単位での整備年度計画を作成します。計画立案に際しては、事業費の平準化を図ります。



南部中央クリーンセンター

(9) その他

大分類	中分類	施設
その他	その他	ストックヤード、車庫(建設車両)、庁用車車庫

<現況・課題>

○その他は、車庫など3施設です。

○ストックヤード、車庫は、十分に活用されています。

○平成30(2018)年度に作成した劣化状況調査マニュアルに基づき、職員の自主点検を行っています。

<基本的な方針>

■ストックヤード、車庫は、施設の適切な維持管理に努め、施設の長期利用を図ります。

4.2. インフラ資産

4.2.1. 現況・課題

(1) 道路

- 路面性状の調査結果に基づいて舗装の現状を把握しました。その結果、舗装の破損はひび割れが多く、MCI（維持管理指数）は平均で4.6の値となっています。修繕が必要な、MCI 4.0以下の舗装は全体の25%となっています。
- 令和3(2021)年3月には、寄居スマートICの上下線が開通し、寄居ICスマートと国道254号を繋ぐ新たな道路網の整備を進めています。

(2) 上水道

- 水道設備については耐用年数が10～20年と短く、多くの施設が耐用年数を大きく超えて運転されています。
- 機器の故障が大きな範囲での断水等を引き起こす可能性がありますので、必ず予備機を設け、日々の維持管理や点検を継続し、設置時期が古い機器については、交換部品が入手可能な期間内での更新を計画する必要があります。

(3) 下水道

- 経年劣化に起因する道路陥没等の不具合を未然に防止するために調査を行い、予防保全を実施することが必要となっています。

(4) 農業集落排水

- 維持管理業者により、処理機能等が発揮できるよう維持管理を実施しています。
- 老朽化が進んだ施設の更新等が課題となっています。

4.2.2 基本的な方針

(1) 道路

- 個別施設計画に基づき、診断結果により、適切な措置を講じることで舗装の長寿命化を図ります。
- 計画的な改修・更新により費用の平準化を図ります。
- 町道の舗装の状況を把握するため、定期的に各路線のパトロールを実施し、異常の有無を確認します。
- 効率的かつ効果的な維持修繕の計画立案を目的に、町道を利用状況、劣化度により3つに管理分類し、分類ごとに適切な措置方法を設定することで、効率的な維持修繕の実現を図ります。

(2) 橋りょう

- 「美里町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、対策優先度による長寿命化の実施、耐震対策に応じた橋りょうの耐震化を順次進めていきます。

-
- 小さな破損が発見された時点で早期に補修等を実施し、橋りょうの安全性の確保と修繕費用の縮減を図ります。
 - 定期的な機能診断調査などの情報の蓄積等を段階的・継続的に実施する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、施設の維持管理に努めます。

(3) 上水道

- 「美里町水道事業経営戦略」より、「安全」「強靱」「持続」の3つの施策目標により水質管理の向上、耐震化を実施していきます。
- 予防保全・長寿命化の考えに基づいた維持管理を実践し、更新費用のピークの平準化を図ります。
- 定期的な機能診断調査などの情報の蓄積等を段階的・継続的に実施する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、施設の維持管理に努めます。
- 浄水場等の耐震化を実施し、重要な管路については、優先的に耐震管を採用した更新を行っていくものとします。

(4) 下水道

- 主要な管路施設（幹線）の管渠等については、計画的に職員による点検・調査を実施します。
また、腐食の恐れのある大きい個所の管渠等についても計画的に職員による点検・調査を実施します。
- 幹線の管渠、マンホール等の主要な管理施設、腐食の恐れのある大きい個所については「予防保全」の考え方にに基づき、リスクスコアの高い施設から、順次、修繕・改築を実施していきます。

(5) 農業集落排水

- 「農業集落排水事業 最適整備構想」の再編計画に基づき、処理区の再編を検討していきます。また、存続する施設については、適切な点検・診断結果に基づき、効率的な維持管理を実践し、維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

(6) ため池

- ため池管理マニュアルに沿って定期的に職員による点検・調査を実施します。また、豪雨や地震などの緊急時にも点検を実施します。
- ストックマネジメントの観点を踏まえ、各ため池の状況に合わせた対策を実施していきます。

5.推進体制

5.1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

(1) 全庁的な取組体制の構築

これまでは、保有する公共施設の維持管理や情報把握は、各公共施設の所管課において取り組みが進められてきましたが、今後、公共施設マネジメントに主体的に取り組む課局を中心に、公共施設等の一元管理、公共施設の統廃合について庁内の調整、方針の改定や目標の見直しなど行う機能を担うため、組織横断的に進行管理を行い、全庁的な取組体制を構築していきます。そのためには、職員に対しての研修会等を定期的を実施し、公共施設等のマネジメント意識の共有と向上に努めます。

また、公共施設マネジメントの推進にあたっては、財政主管課との密接な連携のもと、事業優先順位等を検討していきます。

職員は、公共施設やインフラ資産の現状に基づく、経営的視点に立った維持管理等のあり方を理解し、社会状況や町民ニーズの変化に対応できるようサービス向上のための創意工夫を自ら実践していくことが重要です。そのため、職員一人一人が、問題意識を持って取り組んでいくための方策を研究し、公共施設等の管理やコスト意識等の向上を図ります。

(2) 情報管理・共有のあり方

公共施設マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果などを適宜把握し、分析する必要があります。

そのため、計画策定時（平成28年3月）に作成した「施設カルテ」を一元的な情報データベースとして活用していきます。

今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を公共施設マネジメント担当課に集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを滞りなく更新することにより、常に最新の状態を保ちながら庁内での情報共有を図ります。

また、一元管理されたデータを庁内で共有し、公有財産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

また、公共施設等の利活用、維持管理については、町民の理解も重要であり、ホームページ・広報紙等を活用し、計画の進捗について広報を進め、町民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を図ります。

5.2. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、以下に示す PDCA サイクルを実施していくことが重要となります。

「PLAN（計画）」では上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行い、「DO（実施）」では公共施設等総合管理計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積等による情報管理などの公共施設マネジメントを庁内横断的に実施します。その後も「CHECK（検証）」として、施設カルテの活用などにより定期的に評価・検証を行い、「ACTION（改善）」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には結果を踏まえて、施設の統合、廃止、複合や機能の更新などを実施します。また、社会情勢の変化や管理する計画の策定・変更など、適宜必要に応じて「PLAN（計画）」の見直しを行います。



図 5.1 フォローアップの実施方針のイメージ

6.資料編

6.1. 公共施設の将来更新等費用の試算条件

(1) 公共施設

公共施設の将来更新等費用は、以下の条件に基づき試算しています。

①更新（改築）時期の設定

「美里町公共施設個別施設計画（令和2(2020)年3月）」では、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会 1988年10月）」等を参考に、単純更新の年数、長寿命化までの使用年数を設定し、費用の見通しを検討しています。

表 6-1 標準耐用年数と目標使用年数

建物の構造	単純更新 (標準耐用年数)	長寿命化 (目標使用年数)
鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） 鉄筋コンクリート造（RC造）	60年	80年
鉄骨造（S造）	45年	65年
木造（W造）、その他	30年	50年

②部位別の修繕・更新周期及び単価の設定

部位別の修繕・更新周期の設定は、「平成17年版建物のライフサイクルコスト（一般財団法人建築保全センター）」の標準的な修繕・更新周期を参考にして、主要な部位・設備等の更新等周期及び単価を設定します。

修繕・更新周期は、建築年度を基準年としています。但し、大規模修繕を実施している部位・部材、設備については、大規模修繕を実施した年度を基準年として、周期を設定しなおしています。

表 6-2 ライフサイクルコストで使用する部位・設備等の周期・設定単価（学校 RC造）

項目	区 分	周期（年）		単価（円／㎡）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	5	20	810	8,470
	外壁	8	15	1,890	15,640
	外部建具	5	40	830	29,280
電気設備	受変電	5	25	280	3,580
	通信・情報（防災を含む）	5	20	1,170	8,730
機械設備	空調	5	15	190	3,110
	換気	5	20	310	830
	給排水	5	30	860	14,290
	消火	10	30	50	1,500

注）単価は、「建設物価指数月報 2019年5月」よりデフレーター（H17＝100、119.0）補正し、事業費ベースとなるように諸経費率50%を計上

表 6-3 ライフサイクルコストで使用する部位・設備等の周期・設定単価（学校 S 造）

項目	区 分	周期（年）		単価（円／㎡）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	5	20	800	8,400
	外壁	8	15	1,880	15,510
	外部建具	5	40	820	29,030
電気設備	受変電	5	25	280	3,550
	通信・情報（防災を含む）	5	20	1,160	8,660
機械設備	空調	5	15	190	3,080
	換気	5	20	310	820
	給排水	5	30	850	14,170
	消火	10	30	50	1,480

注）単価は、「建設物価指数月報 2019 年 5 月」よりデフレーター（H17＝100、119.0）補正し、事業費ベースとなるように諸経费率 50%を計上

表 6-4 ライフサイクルコストで使用する部位・設備等の周期・設定単価（事務所 SRC 造、RC 造）

項目	区 分	周期（年）		単価（円／㎡）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	5	30	270	2,980
	外壁	5	15	480	2,550
	外部建具	5	30	680	3,370
電気設備	受変電	5	30	920	15,650
	通信・情報（防災を含む）	5	20	690	7,140
機械設備	空調	5	20	8,540	27,120
	換気	5	20	590	830
	給排水	5	30	1,300	9,210
	消火	15	30	20	2,580

注）単価は、「建設物価指数月報 2019 年 5 月」よりデフレーター（H17＝100、119.0）補正し、事業費ベースとなるように諸経费率 50%を計上

表 6-5 ライフサイクルコストで使用する部位・設備等の周期・設定単価（事務所 S 造、木造）

項目	区 分	周期（年）		単価（円／㎡）	
		修繕	更新	修繕	更新
建築部位	屋根・屋上	5	30	260	2,930
	外壁	5	15	470	2,500
	外部建具	5	30	670	3,310
電気設備	受変電	5	30	900	15,380
	通信・情報（防災を含む）	5	20	680	7,020
機械設備	空調	5	20	8,400	26,660
	換気	5	20	580	810
	給排水	5	30	1,280	9,050
	消火	15	30	20	2,540

注）単価は、「建設物価指数月報 2019 年 5 月」よりデフレーター（H17＝100、119.0）補正し、事業費ベースとなるように諸経费率 50%を計上

○大規模改修（長寿命化改修）等の単価の設定

大規模改修、改築（建替）の単価は、総務省試算ソフトの単価設定とします。

改築費用には、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等を含みます。

表 6-6 長寿命化改修、改築（建替）の単価（万円/㎡）

施設分類	大規模改修	更新（建替え）
行政系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
産業系施設	25	40
医療施設	25	40
保健・福祉施設	20	36
子育て支援施設	17	33
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
その他	20	36
供給処理施設	20	36

③建物の劣化を考慮した平準化の設定

○長寿命化改修の優先度の設定

長寿命化改修の時期が集中している場合は、優先度に応じて改修の時期の先送りを設定します。優先度は、劣化度評価の総合評価の値の分散を踏まえ設定します。

表 6-7 優先度に応じた長寿命化改修の時期の設定

優先度	設定
高	経過年数に応じた周期で長寿命化改修を実施することを想定します。
中	3～5年間長寿命化改修を先送りすることを想定します。
低	5～10年間長寿命化改修を先送りすることを想定します。

○部位別の修繕・更新周期

劣化度評価の結果を踏まえて、部位・設備等の修繕・更新の時期や長寿命化改修の時期を調整し、ライフサイクルコストの平準化を図ります。

劣化度評価の区分に応じた修繕・更新等の先送りや前倒しは、次表のとおり設定します。

表 6-8 劣化度評価区分に応じた平準化の設定

評価区分	設定
A	修繕・更新時期を5年先送りします。
B	経過年数に応じた周期で修繕・更新を実施します。
C	劣化が進んでいるため、修繕・更新時期を3～5年前倒しします。
D	早急に対応する必要があるため、2年以内に修繕・更新を実施します。

6. 2. インフラ資産の将来の更新等費用の試算条件

(1) 道路

① 予算シミュレーション

「舗装の個別施設計画（舗装編）」では、舗装修繕が必要となる対策区間の4.8 kmに対する必要な予算について、以下のように試算しています。

（試算条件）

- ・ 対策工法は切削オーバーレイ工法と打換え工法を1：1と仮設定し、対策費用は切削オーバーレイ工法（2,200円/m²）、打換え工法（4,000円/m²）を按分して、（3,100円/m²）とする。
- ・ 対策面積は、対策区間の延長に幅員を掛けて求める。なお、幅員は代表的な値とし7 mに設定する。

H29(2017)年度診断結果における必要予算（9路線、延長5 km）

$$@3,100 \text{ 円/m}^2 \times \text{延長} 4.8 \text{ km} \times \text{幅員} 7 \text{ m} = \underline{104,160 \text{ 千円}}$$

5ヵ年計画とした場合の年間平均の費用は、20,832千円/年

（約2,100万円/年）と試算される。

過去13ヵ年の維持修繕費用の平均（2,750万円/年）と同規模の修繕費用が今後必要とされる。

(2) 橋りょう

○耐用年数

- ・ 60年

○更新費用単価

- ・ 「公共施設等更新費用試算ソフト」の単価を採用
- ・ 448千円/m²

○建設年度が不明の橋りょう

- ・ 平成28(2016)年度から令和37(2055)年度の40年間で処理

○耐用年数を超えている橋りょう

- ・ 試算時点で更新年数を既に経過している場合：平成28(2016)年度から5年で処理（更新費を5年間で均等に振り分け）

(3) 上水道

「美里町水道事業経営戦略（令和2(2020)年3月）」報告書より、施設整備計画を参考に算定しています。

(4) 下水道

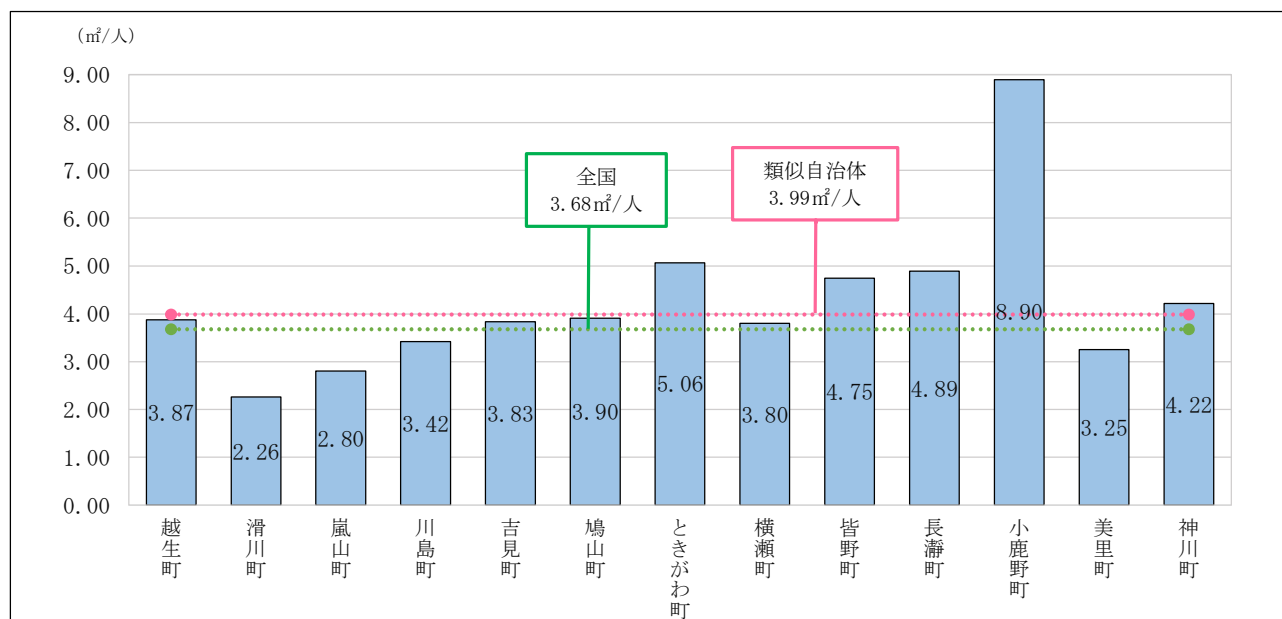
「美里町下水道ストックマネジメント実施方針（令和3(2021)年3月）」の長期的な改築事業のシナリオ設定を参考に設定しています。

(5) 農業集落排水

「農村漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）最適整備構想（平成31(2019)年3月)」を参考に設定しています。

6.3. 他自治体との比較（公共施設の延床面積）

町民一人当たりの公共施設延床面積は、 $3.25\text{ m}^2/\text{人}$ であり、埼玉県内の類似団体の $3.99\text{ m}^2/\text{人}$ を下まわっています。



※人口は令和2年国勢調査より

図 6.1 町民一人当たりの延床面積

6. 4. 用語集

用 語（五十音別）		説 明
か	義務的経費	支出が義務的で任意では削減できない経費であり、歳出のうち人件費、公債費、扶助費のことをいいます。
	旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和56(1981)年5月31日までの建築確認において適用されていた基準を指します。震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されています。
	繰出金	一般会計から特別会計等に対して支払う経費であり、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等に対する一般会計の負担金のことをいいます。
	公営企業会計	病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがあります。
	公営事業会計	法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいいます。
	公債費	地方自治体が借り入れた地方債（借金）の元金と利子の償還（返済）金および一時借入金の利子の合算額のことをいいます。
	国庫支出金 都道府県支出金	国や県から町へ交付される補助金等の総称のことです。
さ	施設の更新	現状存在する施設や設備の全部または一部を撤去し、新しい施設や設備を設置することです。例えば建築物系施設の建替えが該当します。
	指定管理者制度	地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設（体育館、文化施設、社会福祉施設など）の管理を、多様化する町民ニーズに対応するため、民間事業者などのノウハウを積極的に活用することで、町民サービスの向上と経費の節減を目的とする制度です。
	ストックマネジメント	既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと

用 語（五十音別）		説 明
さ	新耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56(1981)年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準を指します。震度 6 強から 7 の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。
た	大規模改修	建物の主要な構造部等（壁、屋根、設備等）の一種以上において、全体の過半を超えて改修等を実施することです。
	地方交付税	国と地方の財源調整と地域間の財源の偏りを調整するため、国が地方へ交付する交付金のことをいいます。
	地方税	町民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税など町が収入する税の総称のことです。
	投資的経費	学校、ごみ処理施設等、将来に残る施設等を整備するための経費のことをいいます。
な	延床面積	建築物の各階の床面積の合計のことをいいます。
は	扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者などに対して各種法令に基づいて支払われる経費及び地方公共団体が単独で行っている町民福祉に要する経費のことをいいます。
	物件費	消耗品などの物品購入費や、光熱水費、委託料などに要する経費のことをいいます。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ＝公民連携の略。 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう
	SDGs	エス・ディー・ジーズ／持続可能な開発目標の略。 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものです。

美里町公共施設等総合管理計画

発行年月 平成 2 8 年 3 月（策定）

令和 4 年 3 月（改訂）

令和 8 年 7 月（改訂）

発 行 美里町

編 集 美里町総合政策課

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

TEL:0495-76-1114 FAX : 0495-76-0909